

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和6年8月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和6年8月26日（月曜日）午後1時30分～午後2時45分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 3名出席（河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、寺田委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 村松 静 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第32号 守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について （2）議案第33号 学校給食センター運営委員会への諮問について （3）議案第34号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和6年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）及び令和5年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会所管分）</p> 【協議事項】 なし 【報告事項】 （報告） （1）報告第9号 損害賠償の決定及び和解について （2）報告第10号 楽興給食費に係る不能欠損の報告について （3）報告第11号 守谷市中央図書館大規模改修工事基本設計（案）の決定及び基本設計概要（案）に係るパブリッ

	ク・コメントの実施について
--	---------------

4 今後の状況	次回は, 令和7年9月25日(水曜日)午後1時30分から開催予定
---------	----------------------------------

令和6年8月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和6年8月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和6年8月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和6年8月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 32 号 守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 33 号 学校給食センター運営委員会への諮問について

議案第 34 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和6年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）及び令和5年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 9 号 賠償額の決定及び和解について

報告第 10 号 学校給食費に係る不能欠損の報告について

報告第 11 号 守谷中央図書館大規模改修工事基本設計（案）の決定及び基本設計概要（案）に係るパブリック・コメントの実施について

6 その他

議案第32号

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する
規則の一部を改正する規則について

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成16年守谷市教育委員会規則第1号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年8月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和6年8月26日原案 決

提案理由

本案は、黒内小学校過大規模校対策として、通学区域の一部を変更するため、規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
32号	1

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成16年守谷市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表守谷小学校の項中「中央二丁目（黒内小学校の通学区域を除く。）」を「中央二丁目」に改め、同表黒内小学校の項中「，大原（御所ヶ丘小学校の通学区域を除く。）」、「，さつき台」及び「，中央二丁目の一部」を削り、同表御所ヶ丘小学校の項中「（（仮称）新守谷駅周辺地区土地区画整理事業施行予定地域）」を削り、同表松ヶ丘小学校の項中に「一部」の次に「，さつき台」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以後に小学校に入学する児童について適用する。

（経過措置）

- 2 この規則により通学区域が変更となる区域に住所を有する児童であつて、令和9年度までに小学校に入学するものは、黒内小学校への就学を選択することができるものとする。ただし、小学校入学時に兄又は姉が黒内小学校に就学している場合は、令和10年度以降に入学する場合であっても黒内小学校への就学を選択できるものとする。
- 3 前項の規定により黒内小学校へ就学を選択した児童は、住所地の属する中学校のほか、守谷中学校への就学を選択することができる。

議案	頁数
32号	1

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改正

現行

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

小学校

小学校

学校名	通学区域	付記
守谷小学校	下新田，つくし野，下町，仲町，城内，城山，山王様前，県営住宅，左近，坂町，上町，新町，栄町，若松町，北園（黒内小学校の通学区域を除く。），同地，赤法花，中央二丁目_____，中央三丁目，中央四丁目の一部，ひがし野地区（黒内小学校の通学区域を除く。）	
黒内小学校	海老原町，旭町，清水，岩町，岩東町，原_____，原本町_____，土塔本町，土塔新山，土塔中央，黒内，中央一丁目_____	

学校名	通学区域	付記
守谷小学校	下新田，つくし野，下町，仲町，城内，城山，山王様前，県営住宅，左近，坂町，上町，新町，栄町，若松町，北園（黒内小学校の通学区域を除く。），同地，赤法花，中央二丁目（黒内小学校の通学区域を除く。），中央三丁目，中央四丁目の一部，ひがし野地区（黒内小学校の通学区域を除く。）	
黒内小学校	海老原町，旭町，清水，岩町，岩東町，原，大原（御所ヶ丘小学校の通学区域を除く。），原本町，さつき台，土塔本町，土塔新山，土塔中央，黒内，中央一丁目，中央	

	_____，中央四丁目（守谷小学学校の通学区域を除く。），ひがし野一丁目の一部，下ケ戸の一部（ふれ合い道路より東側地区），前川，松並青葉一，二，三，四丁目，ひがし野四丁目，北園の一部（県道野田牛久線より北側地区）	
御所ヶ丘小学校	御所ヶ丘，久保ヶ丘地区，ふれあい道路より東側の立沢地区，大原 _____ _____	
松ヶ丘小学校	松ヶ丘地区，やなぎ町，高砂町，新明寮，けやき台五，六丁目，鈴塚の一部，さつき台	

	<u>二丁目</u> の一部，中央四丁目（守谷小学学校の通学区域を除く。），ひがし野一丁目の一部，下ケ戸の一部（ふれあい道路より東側地区），前川，松並青葉一，二，三，四丁目，ひがし野四丁目，北園の一部（県道野田牛久線より北側地区）	
御所ヶ丘小学校	御所ヶ丘，久保ヶ丘地区，ふれあい道路より東側の立沢地区，大原 <u>（（仮称）新守谷駅周辺地区土地区画整理事業施行予定地域）</u>	
松ヶ丘小学校	松ヶ丘地区，やなぎ町，高砂町，新明寮，けやき台五，六丁目，鈴塚の一部_____	

議案第33号

学校給食センター運営委員会への諮問について

下記事項について、守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例第4条第2項の規定に基づき、学校給食センター運営委員会へ諮問する。

記

1 諮問事項

学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

令和 6年 8月26日提 出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

提案理由

学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（小麦のアレルギー対応）の改訂について諮問するものです。

議案	頁数
33号	1

守谷市
学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル

令和6年 月改訂
守谷市教育委員会

議案	頁数
33号	2

目次

第1章 基本方針.....	2
1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方.....	2
2 食物アレルギー対応委員会.....	5
3 学校給食における主な対応方法.....	6
4 対応申請の確認から対応開始までの流れ.....	9
第2章 給食センターの対応.....	12
1 給食センターでの献立作成・調理.....	12
2 代替食(卵・乳を含む主食・おかず、小麦を含む主食)について.....	13
第3章 教室での対応.....	16
1 給食の時間における配慮.....	16
2 レベル別の教室での対応.....	16
第4章 学校給食における事故発生時の対応.....	18
1 事故発生時の対応.....	18
2 事故発生時の関係機関連絡体制.....	19
3 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応.....	20
4 救急車要請(119番通報)のポイント.....	23
5 症状チェックシート.....	24
6 エピペン®の使い方.....	25
第5章 ヒヤリハット事例.....	26
資料.....	28
参考資料.....	37

第1章 基本方針

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 目標

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごすことができるようにします。

(2) 原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。
そのためにも安全性を最優先とします。
- 食物アレルギー対応委員会により組織的に対応します。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和2年3月改訂（財）日本学校保健会）」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。
- 安全性確保のため、原因食物完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 学校及び給食センターの施設設備、人員などを鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行いません。
- 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援します。

(3) 実施基準

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に各学校の「食物アレルギー対応委員会」で対応を決定し、給食を実施します。

- (1) 医師により食物アレルギーと診断され、学校給食での管理が必要であると指示がなされている。（原則としてアレルギー専門医の診断とする。）
- (2) 症状などに変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年、医師が診断した「学校生活管理指導表」の提出がある。
- (3) 医師の診断に従い、家庭でも原因食物の除去などの対応を行っている。
- (4) 学校生活管理指導表をもとに、学校で「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応を検討・決定している。

(4) 用語解説

ア 食物アレルギーとは

文部科学省は「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（以下「ガイドライン」という。）で、食物アレルギーの定義として「一般的には食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます」とし、治療としては「管理は『正しい診断に基づく必要最小限の除去』です。食物経口負荷試験により診断を正確に行い、必要最小限の除去をすることが大切です。」としています。

イ アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。症状や治療、対応については「第4章 学校給食における事故発生時の対応」を参照してください。

ウ 原因食物とは

ガイドラインでは、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）に示されている原因食物について「食物アレルギーはあらゆる食物が原因となりますが、平成23年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査では学童から高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。木の実類（クルミ・カシュー・アーモンドなど）も最近増えており、アーモンドが令和元年に加工食品のアレルギー推奨表示の項目に新たに加わりました。」と示しています。令和5年3月9日、食品表示基準が改正され、アレルギー表示が義務付けられた品目（特定原材料）に「くるみ」が追加されました。

本マニュアルでは原因食物として鶏卵を「卵」、牛乳・乳製品を「乳」と表します。

※鶏卵には、うずらなどにわとり以外の卵や、卵殻カルシウムは含みません。

※牛乳・乳製品には、乳糖は含みません。詳しくは8頁を参照してください。

エ 同一工場、製造ラインとは

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック（令和3年3月消費者庁）」で意図しない混入への対応について「食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料などが意図せず最終製品に混入さ

れてしまう場合があります。」とし、「意図しない混入防止策の徹底を図ることが大前提であり…十分な対策を図っても、混入の可能性を排除できない場合には注意喚起表示を行う。」と規定しています。

「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月文部科学省）」（以下「対応指針」という。）では、「以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。」とし、その中で「加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。」と挙げています。

給食センターでも、料理に原材料として使用してはいなくても、同じ施設内で原因食物を扱っています。

弁当対応の考慮対象

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア） 微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

a) 調味料・だし・添加物の除去が必要

b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

- 同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かにを補食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリタイは、えび、かにを食べています。」

c) 多品目の食物除去が必要

d) 食器や調理器具の共用ができない

e) 油の共用ができない

f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ） 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエビイベント場所であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

※a)～f)に該当する場合、主成分にそことまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

オ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)とは

ガイドラインでは、管理指導表について「アレルギー疾患の児童生徒などに対する取組を進めるためには、個々の児童生徒などについて症状などの特徴を正しく把握することが前提となります。」「管理指導表は個々の児童生徒などについてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。」と示しています。令和 4 年 4 月から診療情報提供として診療報酬の算定の対象となり、保険適用となりました。

参照：保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について（令和 4 年 4 月 1 日文部科学省）

2 食物アレルギー対応委員会

(1) 食物アレルギー対応委員会の設置と役割

対応指針では、食物アレルギー対応委員会について「校長を責任者とし、関係者で組織します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練及び校内外の研修を企画、実施、参加を促します。」と示しています。

また、「なお、食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずあります。

(中略) このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行う必要があります。」と、全ての学校で設置する必要性を挙げています。

(2) 委員構成例と主たる役割(例)

各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

◎委員長 校長(対応の総括責任者)

○委員

- ・副校長・教頭(校長補佐、指示伝達、外部対応)※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭(教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応)
- ・養護教諭(実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止)
- ・保健主事(教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭などの補佐)
- ・給食主任(栄養教諭などの補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底)
- ・関係学級担任・学年主任(安全な給食運営、保護者連携、事故防止)

※必要に応じて、食物アレルギー対応委員会は、教育委員会の担当者、学校医、関係保護者、主治医、給食センター所長、栄養士などを加えたり、助言を求めたりします。

3 学校給食における主な対応方法

学校給食における食物アレルギー対応には、以下のような種類があります。

- レベル1 詳細な献立表対応
- レベル2 弁当対応 (一部弁当対応、完全弁当対応)
- レベル3 除去食対応 (飲用牛乳の停止)
- レベル4 代替食対応 (卵・乳を含む主食・料理)
(小麦を含む主食の代替食提供)

各対応レベルの決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）や対応を行うための学校及び給食センターの施設状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して、校内の食物アレルギー対応委員会が行います。

また、保護者の要求のままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性を高めてしまいます。保護者が記入したレベルを参考に、あくまでも医師の診断と指示に基づいて対応を決定するものです。

(1) レベル1 詳細な献立表対応

対応指針ではレベル1について「給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応」と示されています。守谷市では、学校給食の原材料を詳細に記した「献立表詳細」「喫食確認表」を家庭に配布、学校は、保護者が記入した「喫食確認表」で喫食を判断できるようにします。

<対象>

- ・単品で提供されるもの（例 果物など）について、本人が原因食物を取り除くことができる場合

<注意点>

- ・給食センターは、献立表詳細の作成に当たって、記入漏れや間違いがないように必ず複数の関係者が確認します。
- ・保護者は、毎月「献立表詳細」を確認し、「喫食確認表」に喫食の有無を記入して学校へ提出します。
- ・面談時に、保護者には、児童生徒本人に取り除く食品をよく理解させておくことについて協力を求めます。
- ・学級担任は、給食前に必ず「喫食確認表」を見て配食し、誤配を防ぎます。
- ・学級担任は、原因食物を正しく理解し、他の児童生徒にも正しく理解するよう指導します。
- ・学級担任は、不在時の対応（代理者などへの伝達）を明確にします。

(2) レベル2 弁当対応(一部弁当対応、完全弁当対応)

対応指針では、一部弁当対応について「当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。」、完全弁当対応について「食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。」と示されています。守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。なお、レベル1同様「献立表詳細」と「喫食確認表」を家庭に配布します。

ア 一部弁当対応

<対象>

- ・原因食物を料理に使用しており、除去が困難な場合。
※守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。

<注意点>

- ・保護者は、「喫食確認表」に弁当の持参について記入し、学校に提出します。
- ・学級担任は、給食前に必ず「喫食確認表」を見て弁当の有無を確認します。
- ・食べられないおかずがあった場合でも、給食費の返金の対象とはしません。
(飲用牛乳を除く)
- ・保護者には、給食センターからの情報提供や、学校から夏場に保冷剤を使用するなどの依頼を通して、弁当を衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・学校は、保護者に誤食誤配防止のため、弁当に名前の記入を求めます。

イ 完全弁当対応(給食停止)

<対象>

- ・原因食物の種類が多い場合や、重篤なアレルギー症状を起こす場合など、学校給食を継続して食べることができないと判断される場合。

<注意点>

- ・保護者には、誤食誤配防止のため、弁当に名前を記入し、夏場は保冷剤を使用するなど、学校で衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・給食費は徴収しません。

(3) レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)

申請のあった原因食物（飲用牛乳）を除いた学校給食を提供します。本来は、レベル3は除去食対応ですが、守谷市では飲用牛乳のみ提供を中止し、給食費の減免対応を行います。

<対象>

- ・食物アレルギーなどにより継続して（3か月以上）牛乳の飲用を中止し、月を通じて牛乳を飲用しない場合。

<注意点>

- ・飲むヨーグルトなどが提供される場合も、同様の対応を行います。
- ・給食費においては、守谷市給食費取扱要綱（令和6年4月から守谷市学校給食に関する規則）により、減額します。
- ・給食センターは、食物アレルギーでない場合も減免対応を行いますが、事故防止のため病院の受診をお願いする場合があります。

(4) レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食・料理、小麦を含む主食の代替食提供)

対応指針では「広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。」と示されています。守谷市では、申請のあった原因食物の卵（鶏卵）・乳（牛乳・乳製品）を該当する主食や料理から、また、原因食物の小麦を該当する主食から除き、別の食品を用いた給食「代替食」を提供します。代替食は、記名された専用の容器で代替食を提供します。

<対象>

- ・家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合

<注意点>

- ・代替食は卵・乳・小麦のみの対応とします。小麦は主食のみの対応です。
- ・給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。
- ・保護者は、喫食確認表で代替食の希望を選択し、給食センターに提出します。
- ・食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品^{*}は、基本的に除去はしません。詳しくは12頁をご確認ください。
- ・該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。
- ・誤食を防ぐため、原則として専用の容器から直接食べるようにします。

※「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）」19頁を参照

議案	頁数
33号	10

4 対応申請の確認から対応開始までの流れ



(1) 学校給食における対応開始フローチャート

学校給食における対応フローチャート(守谷市)



(2) 食物アレルギー調査の流れ

ア 新入生

- ① 就学時健康診断（10～11月）
 - ・教育委員会（給食センター）は、「別紙1 学校給食における食物アレルギー・牛乳除去対応申請書」、「別紙2 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。
 - ・就学時健康診断で保護者へ書類を配布する。
 - ・教育委員会（給食センター）の栄養士は、開催する各小学校に出向き、食物アレルギー対応を希望する保護者へ聴き取りを行う。

- ② 新入学児保護者説明会（1～2月）
 - ・保護者は、新入学児保護者説明会で別紙1・2を提出する。
 - ・学校は、保護者から提出された資料を取りまとめ、原本を保管し、写しを教育委員会（給食センター）へ提出する。

- ③ 面談（1～2月）
 - ・学校は、保護者と連絡調整の上、保護者、管理職、養護教諭、学級担任等で面談を実施する。
 - ・学校は、提出された書類をもとに「別紙3 食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）」を記入する。

- ④ 対応開始
 - ・教育委員会（給食センター）は、「別紙4 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙5 献立表詳細・喫食確認表」を学校へ配布する。
 - ・学校は、入学式で保護者へ「別紙5」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

イ 在校生

① 進級時の対応希望調査（12月～）

- ・教育委員会（給食センター）は「別紙1 学校給食における食物アレルギー・牛乳除去対応申請書」、「別紙2 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。
- ・学校は、保護者へ書類を配布し、提出された書類の複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

② 小学校6年生（卒業生）の対応希望調査（12月～）

- ・教育委員会は①と同様に、小学校6年生へ希望調査を配布する。
- ・小学校は、保護者へ書類を配布し、提出された書類の複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。
- ・小学校は、提出された書類の原本を進学先の中学校へ送る。
- ・進学先が区域外の場合は、進学先を給食センターへ連絡する。
- ・進学先が市外の場合は、対応中止として書類を提出し、進学先への提出は不要とする。

③ 面談（2～3月）

- ・対応レベルが変わるなどの場合は、必要に応じて面談を行う。
- ・面談を行った場合には、学校は、提出された書類をもとに「別紙3 食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）」を記入する。
- ・学校は、保護者と連絡調整の上、保護者、管理職、養護教諭、学級担任等で面談を実施する。学校が必要とする場合には、教育委員会（給食センター）と連絡調整の上、オンライン等の活用を考慮しながら栄養士が同席する。

④ 対応開始

- ・教育委員会（給食センター）は、「別紙4 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙5 献立表詳細・喫食確認表」を学校へ配布する。
- ・学校は、「別紙5」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

第2章 給食センターの対応

1 給食センターでの献立作成・調理

(1) 原則として使用しない食材

特定原材料および特定原材料に準ずるもののうち

【くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、まつたけ】

原則として、給食に上記の食品(加工食品やドレッシング等も含む)は使用しません。

※他の食材の加工工場内で上記の食品を使用している場合があります。

※同工場内、同一製造ラインで使用している場合は、この対象とはなりません。

(2) 考慮して使用する食材

【卵・乳・小麦・えび・かに】

次のように提供方法などを工夫します。

- ・提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とします。
- ・卵は、よく加熱して提供します。
- ・できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮し、同じ原因食物を使用する日が続かないよう、その原因食物が使用されない日を作るなど考慮します。

また、献立を作成する際は以下の点を考慮して食材を選定します。

- ・卵や乳が含まれていないベーコンやソーセージ、練り製品を選定します。
- ・卵が含まれていないパンを選定します。
- ・卵を使っていないノンエッグマヨネーズを使用します。
- ・唐揚げでは、小麦粉のかわりに片栗粉を使用します。
- ・フライの衣やハンバーグに卵や乳を使用しません。

(3) 調味料・だし・添加物について

対応指針では「調味料・だし・添加物については、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品については、基本的に除去する必要はありません。」と示されています。これらについて対応が必要な場合は、重篤なアレルギーがあることを意味するため、弁当対応を考慮します。



原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称:肉だんご
原材料名:豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】
このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

2 代替食(卵・乳を含む主食・おかず、小麦を含む主食)について

守谷市では令和5年度より、申請のあった原因食物の卵(鶏卵)・乳(牛乳・乳製品)を該当する主食や料理から除き、別の食品を用いた給食「代替食」を提供しています。令和7年度より原因食物の小麦を該当する主食から除き、別の食品を用いた「代替食」を提供します。代替食は、記名された専用の容器で代替食を提供します。なお、調理の都合により代替食が提供できない場合もあります。

(1) 対象

卵、乳、小麦又はそのうち複数の食物アレルギーと診断されており、家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。

(2) 代替食の内容

給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。

ア 卵アレルギーを有する場合の献立例

通常給食	代替食希望者の給食	変更内容
		卵の中華スープ →豆腐の中華スープ
ごはん 牛乳 にらまんじゅう 野菜いため <u>卵の中華スープ</u>	ごはん 牛乳 にらまんじゅう 野菜いため <u>豆腐の中華スープ</u>	

イ 乳・小麦アレルギーを有する場合の献立例

		コッペパン →ごはん チーズサラダ →フレンチサラダ 牛乳 →牛乳減免
コッペパン 牛乳 チキンソテー チーズサラダ ミネストローネ	<u>ごはん</u> チキンソテー <u>フレンチサラダ</u> ミネストローネ	

※主食は、市内のごはん業者から提供します。

(3) 容器

代替食を希望した料理は、以下の容器で提供します。誤配防止のため、学校名、学級、名前を記載します。また、事故防止のため、原則として容器から直接食べるようにします。



スープジャー
(汁物)



おかず用保温保冷容器
(サラダ・煮物)



小容量配食容器
(主菜)

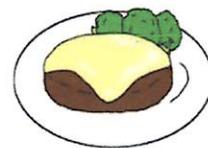
(4) 調理・提供の工夫

以下のように調理や提供方法を工夫します。

ア 原因食物の明確化

通常の給食で、原因食物が料理に使用されていることが一目で分かるようにします。また、献立表や料理名も「イタリアンスープ」ではなく「卵のイタリアンスープ」にするなど、工夫します。

例：ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上のにせる。



イ 安全な代替食の提供

原因食物が入っている料理と、除去した代替食の料理で色や形を変えてわかりやすくします。また、事故防止のため、代替食に関してはおかわりをしません。そこで、代替食は通常の給食よりも多めに提供します。



ウ 調理器具、食材、人、場所の区別化

代替食を調理する作業を区別化します。調理はアレルギー専用調理室で行い、事故予防につなげます。また、専任の調理担当者を配置し、他と異なるエプロンを着用するなど、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。

(5) やむを得ず、急な献立変更を行う場合

材料確保の問題や調理の都合でやむを得ず、急な献立変更をする場合があります。その際は次のとおり対応します。

ア 給食センターから学校長へ変更内容を連絡します。

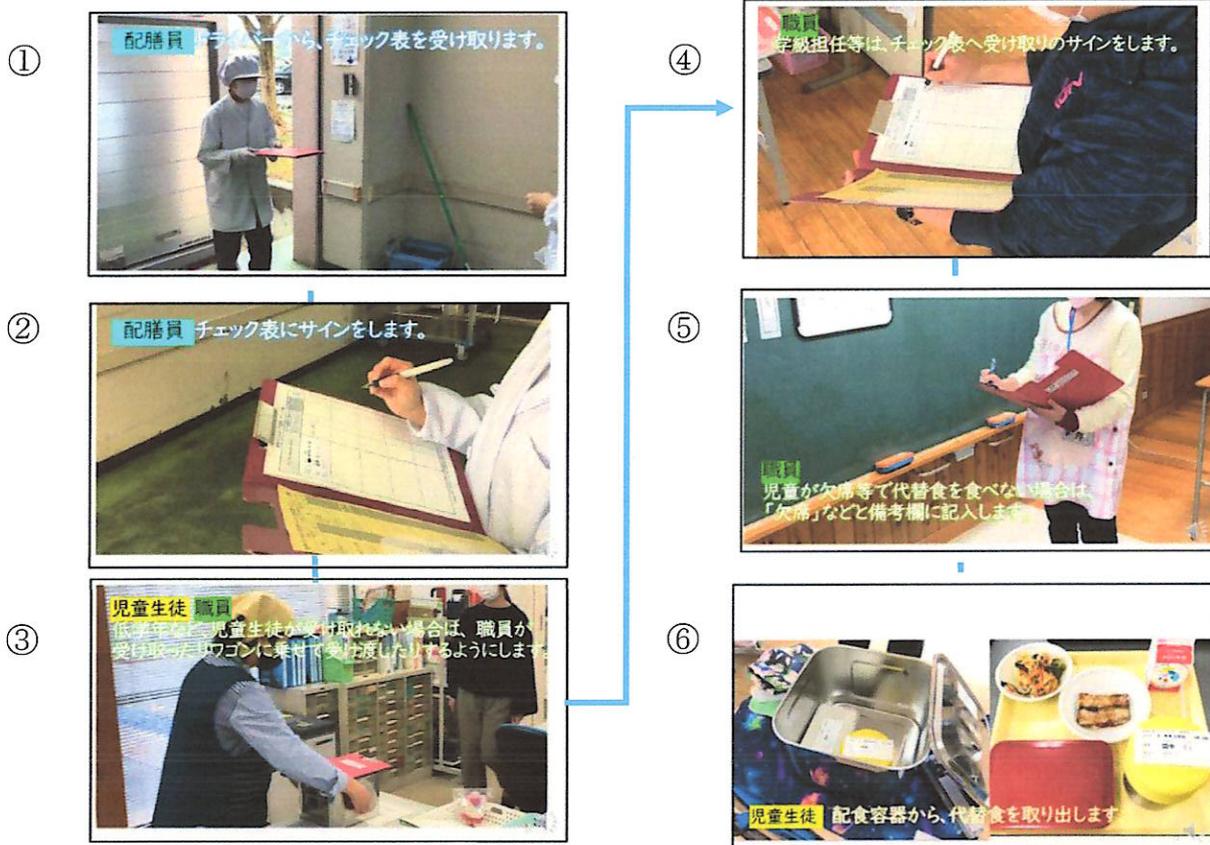
- イ 学校は、保護者へ変更内容を連絡します。
- ウ 学校は、保護者の確認に基づいて対応します。

(6)代替食の受配時の場所・方法

あらかじめ、確認作業の方法（確認者やタイミング）を決め、チェック表を用いることで誤配防止につなげます。チェック表は、喫食確認表を活用することで資料ミスや誤配を防ぐことができますようにします。

- ア 調理員：給食センターで調理、配食、積み込み時にチェック表に記入します。
- イ 配送員：学校で、配膳員に受け渡した時にチェック表に記入します。
- ウ 配膳員：学校で、コンテナ受け取り時にチェック表に記入します。
また、ワゴンを別にするなど安全に保管、引き渡しができるようにします。
- エ 担任：教室で、受取時にチェック表に記入し、児童生徒の喫食状況を確認する。

学校における代替食提供までの流れ



15



第3章 教室での対応

1 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目などを取り決めます。特に代替食について、通常の給食との違いを担任、児童生徒本人が確認する方法を決めるようにします。また、給食の時間中に誤食事故が起きないようにルールを決めるなどの配慮をします。

(1) 給食の時間中のルール例

- ◇献立内容の確認方法
- ◇給食当番の役割確認
- ◇配膳時
- ◇おかわりなどを含む喫食時の注意事項
- ◇片付け時
- ◇その他交流給食や担任が不在時の注意事項

2 レベル別の教室での対応

レベル別の教室での対応を以下に示します。また、全体を通して、配膳や片付けに関しては保護者の確認に基づいて対応します。

(1) レベル1 詳細な献立表対応の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・教室内に喫食確認表を掲示し、原因食物と給食の内容を毎日確認します。
- ・誤食が起きないように注意します。

【児童生徒】

- ・保護者との確認に基づいて、自分自身で確認し除去対応を行います。

(2)レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・一部給食を食べる場合は給食内容を把握し、誤食事故が起きないように注意します。

【児童生徒】

- ・持参した弁当が自分のものであるか確認します。
- ・保護者との確認に基づいて対応します。

(3)レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)の場合

【学級担任】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。
- ・飲むヨーグルト等なども牛乳減免の対象となることに注意します。

【児童生徒】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。

(4)レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食・料理、小麦を含む主食)の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・代替食を受け取り、表示された学校名、学級、名前を本人と口頭で確認します。
- ・同じ学級に違う食品の対応者がいる場合、特に注意して対応します。
- ・おかわりで事故が起こらないようにするために、代替食に関しておかわりはさせません。
※代替食はおかわりを考慮して多めに提供します。
- ・他の児童生徒にも十分理解ができるように指導します。
- ・調理の都合で代替食が提供できない場合があります。

【児童生徒】

- ・学校名、学級、名前や料理を確認してから食事を始めます。
- ・代替食のおかわりはしません。
- ・代替食の容器は、来たとおりに返します。

第4章 学校給食における事故発生時の対応

ガイドラインでは、緊急時の対応について「アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃から準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要です。日頃からの準備はアレルギー対応委員会の中で行います。緊急時に適切な行動ができるようにするため、「緊急時対応マニュアル」の整備をすること、緊急時にしなければいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要です。」と示されています。

1 事故発生時の対応

学校給食に起因すると思われる事故が発生した場合には、次の事項に留意し、速やかに適切な措置を講じます。なお、食物アレルギーに関する内容だけでなく、異物混入などの場合も同様に対応します。

ア 必要に応じて学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すこと。

イ 学校医の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休校、消毒その他事後措置の計画に基づいて予防措置を行うこと。

ウ 保護者、その他関係方面に対しては、状況を周知させ協力を求めること。

エ 事故の発生原因については関係機関の協力を求めて、これらを明らかにするよう努め、その原因の除去、予防に努めること。

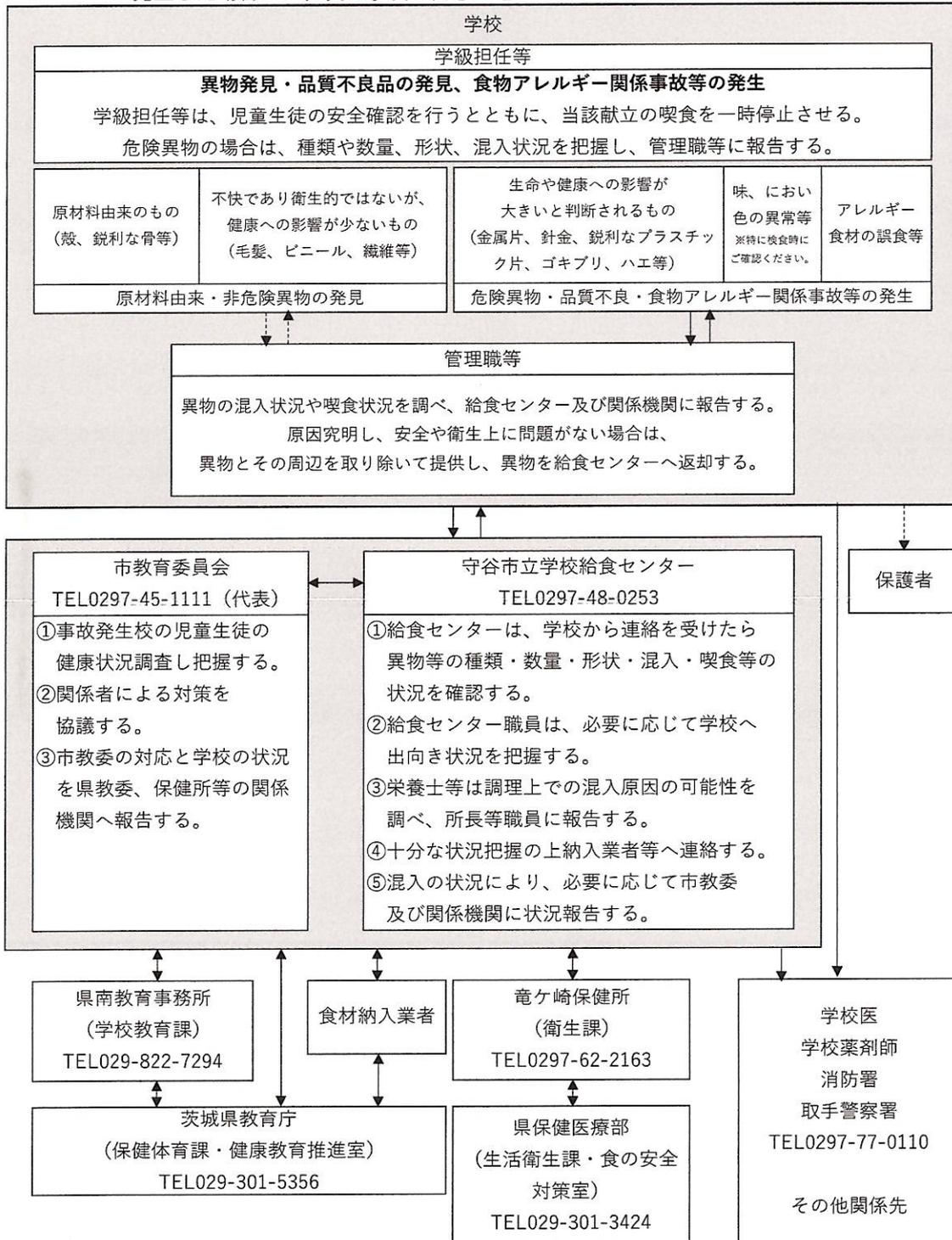
オ 事故が発生した場合、学校は下記関係図に基づいて速やかに関係機関へ連絡すること。なお、終結の場合も同様とする。

2 事故発生時の関係機関連絡体制

学校給食における異物・品質不良・食物アレルギー関係事故等発生時の対応フロー図

守谷市教育委員会

学校給食に起因すると思われる異物・品質不良・食物アレルギー関係事故等が発生した場合には、次の事項に留意し速やかに適切な措置を講ずること。



守谷学校給食における異物・品質不良・食物アレルギー関係事故等発生時の対応フロー図より引用

3 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応

(1) アナフィラキシーとは

ア 定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因(低温/高温など)によって起こる場合があることも知られています。

イ 頻度

平成 25 年の文部科学省調査ではアナフィラキシーの既往を有する児童生徒等の割合は、小学生 0.6%、中学生 0.4%、高校生 0.3%でした。エピペン®保持者は小学生 0.4%、中学生 0.2%、高校生 0.1%でした。

ウ 原因

児童生徒等に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス(天然ゴム)などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

エ 症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激に見られますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下が見られるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

オ 治療

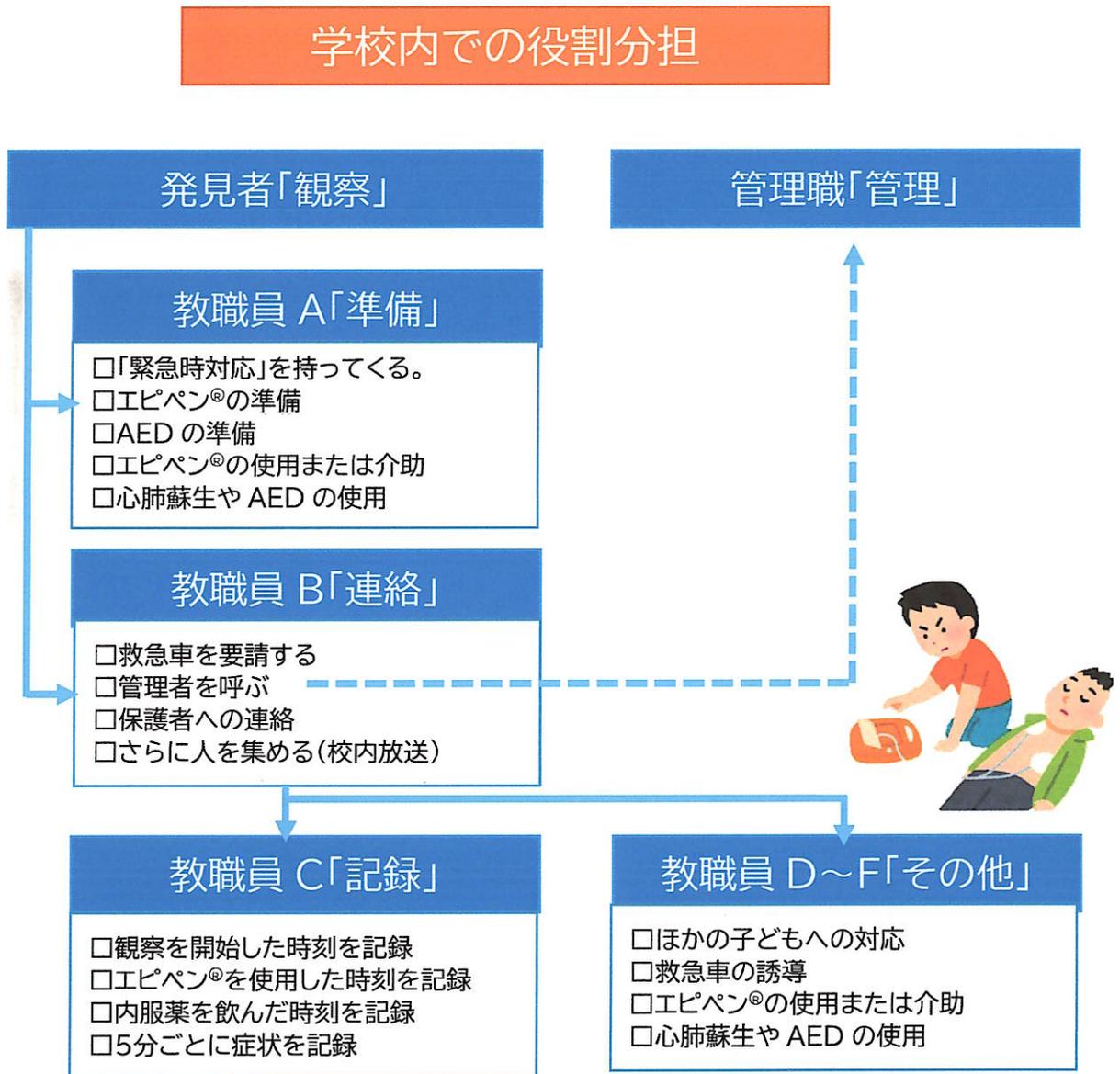
具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などが見られる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、救急車で医療機関への搬送を急ぎます。アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」を携行している場合には、緊急性が高いアレルギー症状(21 ページ)があると判断したタイミングでショックに陥る前に注射することが効果的です。

参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより引用

(2) 学校における緊急時の対応

ア 学校内での役割分担

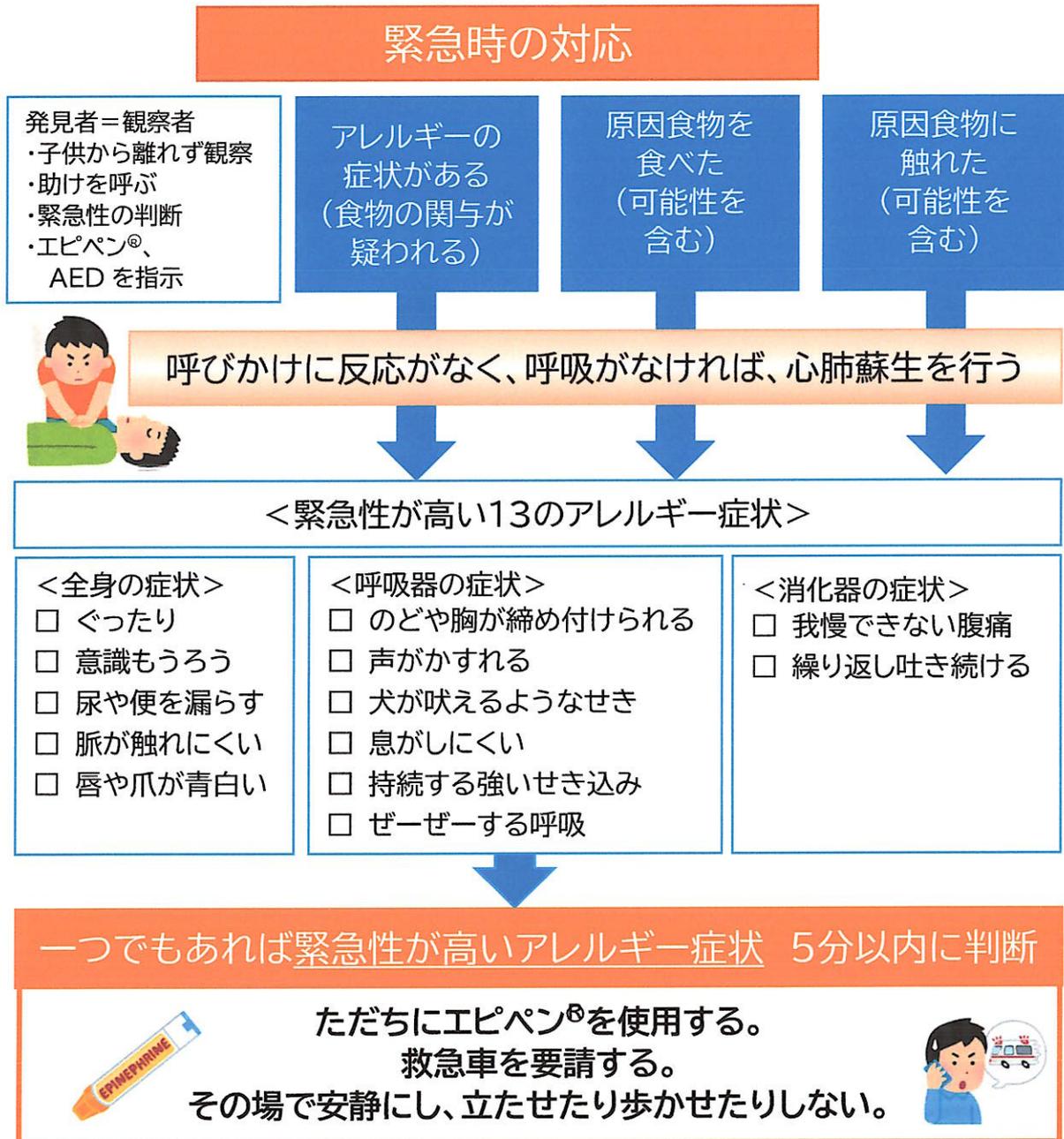
役割分担には、発見者、準備係、役割分担には、発見者、準備係、連絡係、管理係、記録係、その他の役割があります。発見者は、担任になることが多いですが、誰でもなり得ることを想定しておきます。発見者は、児童生徒等から離れず観察しながら、人を集めます。学校によって大声で呼ぶ、非常ベル・無線機器・携帯電話などの活用を検討し、適切な方法で訓練します。発見者は、集まった人に的確に役割を指示します。



参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより引用

イ 学校における緊急時対応の流れ

アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べてしまったりした場合には、発見者は、児童生徒等から目を離さないで、助けを呼び、人を集めます。集まった人にエピペン®とAED等を持ってくるように指示をします。ここで学校内での役割分担を全教職員が知っているのと速やかに行動できます。緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断を5分以内に行います。緊急性が高いアレルギー症状として13の症状があります(下図)。いずれかのうち一つでも症状があれば、緊急性が高いアレルギー症状があると判断します。



参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより一部改変し、引用

4 救急車要請(119番通報)のポイント

- ★あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える
- ★119番をダイヤルする



- (1) 救急であることを伝える

火事ですか？
救急ですか？

「救急です」



- (2) 救急者に来てほしい場所を伝える

住 所：

学校名：守谷市立

学校

電 話：

※あらかじめ必要事項を記載しておくとうい

- (3) いつ、だれが、どうして、現在どうなのかを伝える

いつ : (例 給食後)

だれが : (例 ○年生の 男子・女子が)

どうして : (例 アレルギーがある卵を食べて)

どうなのか : (例 呼吸が苦しいと言っている)

※持病やかかりつけ医を尋ねられる場合もあるので、わかるようにしておく。

- (4) 通報している職員の氏名と連絡先を伝える。

氏 名：

通報後に連絡可能な電話番号：

※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる。

5 症状チェックシート

- ◆迷ったらエピペン®を使用する。
- ◆症状は急激に変化する可能性がある。
- ◆少なくとも5分ごとに症状を注意深く観察する。
- ◆症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する。

症状 全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるようなせき <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強いせき込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器	<input type="checkbox"/> 連続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の傷み <input type="checkbox"/> 1~2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(がまんできる)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目 口 鼻 顔	<div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 10px;"> 上記の症状が 1つでもあてはまる場合 </div>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合
<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px;"> ①ただちにエピペン®を使用 ②救急車を要請(119番) ③その場で安静を保つ ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる <div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;"> ただちに救急車で 医療機関へ搬送 </div> </div>		<div style="background-color: #fff3cd; padding: 10px;"> ①内服薬を飲ませエピペン®を使用 ②速やかに医療機関を受診 ※救急車の要請も考慮 ③医療機関に到着するまで少なくとも5分ごとに症状の変化を観察し、左の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用 <div style="text-align: center; color: orange; font-weight: bold;"> 速やかに医療機関を受診 </div> </div>	<div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px;"> ①内服薬を飲ませる。 () () ②少なくとも1時間は、5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診 <div style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;"> 安静にし注意深く経過観察 </div> </div>

参考：独立行政法人 環境再生保全機構

「ぜんそく予防のための よくわかる 食物アレルギー対応ガイドブック」より引用

議案	頁数
33号	26

6 エピペン®の使い方

● エピペンのしくみ

青色の安全キャップ
視認性を高め誤注射を防ぐ安全機能

人間工学的に設計された握りやすい持ち手
しっかり握れて、持ちやすい

分かりやすいイラスト付き取扱説明
イラストが大きく使い方がすぐに分かる

開けやすいワンタッチ押し上げ式携帯用ケース
片手で簡単に開けられる

内蔵されたオレンジ色のニードルカバー
使用前も使用後も、針が露出しない(安全性が向上)

使用前 使用後

明るいオレンジ色の先端
先端(針先)がすぐに見分けられる

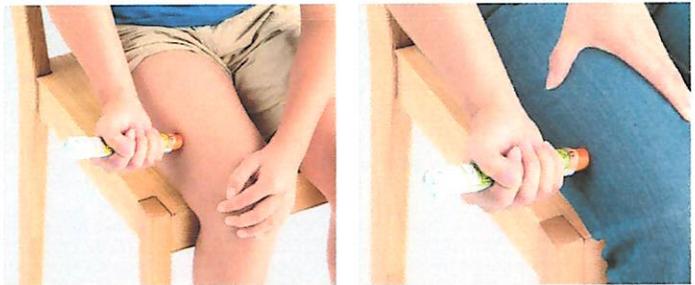


製品(エピペン®注射液)0.15mg

※教職員のエピペン®使用
救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する場合には、医師法違反とならない。

★アナフィラキシーの徴候や症状を感じたときに、
太ももの前外側に速やかに注射してください。

【 エピペン®の使い方 —アナフィラキシーがあらわれたら— 】



携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル(針)カバーが伸びていれば注射は完了です(針はニードルカバー内にあります)。

★誤注射を避けるために● オレンジ色のニードル(針)カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。

マイラン EPD 合同会社 エピペンサイトからの引用

議案	頁数
33号	27

第5章 ヒヤリハット事例

1 ヒヤリハット事例について

(1) 牛乳のしぶき飛び跳ね

牛乳の後片付けをしているときに、牛乳パックの中にもう中身が入っていないと思って逆さまにしたら、中に残っていた牛乳が、乳アレルギーを持つ児童の近くでこぼれた。

【起因】

児童が牛乳パックの中身の確認をしなかった。食物アレルギーを持つ児童がいることについて周囲の児童が危機感を持っていなかった。

【改善点】

- ・牛乳パックを開けるときに、どの位中身が残っているかを確認する。また、担任が牛乳パックを片付ける前に声をかけ、意識をしながら片付けができるようにする。
- ・担任や担任外の職員を中心に給食時に一緒に食事をし、アレルギーがある児童本人及び児童の状況を観察・指導・支援を続けている。

(2) 担任が不在時の情報の伝達不足(はんぺんの山芋)

おでんに入っている「はんぺん」を取り除き、食べない予定であったが、当日担任が不在であり填補者にそのことがうまく伝達されなかった。アレルギーを持つ児童は、一口食べてしまったが、症状等はなし。

【起因】

- ・アレルギーを持つ児童の給食対応は、年に1～2回程度の頻度であり、たまたま担任が不在の日であった。
- ・クラスの担任が不在時の填補計画書が、その日の給食について、対応の必要があるか確認できない別紙であった。

【改善点】

- ・調理されたものから原因食品を取り除いて食べるという対応は、現在はしていない。
- ・填補計画書に食物アレルギーの欄を設け、食物アレルギーを持つ児童の在籍の有無や対応の有無を記入できるようにした。填補者は確認したら、確認欄にチェックを記入することとした。
- ・職員室前方黒板カレンダーに対応児童名の磁石を貼ることで、填補者が該当クラスに食物アレルギーを持つ児童がいるか確認できるようにした。

(3) 給食後

当該児童は保護者からの連絡では、特に食物アレルギーはなかった。当日は、風邪のため体調不良であった。昼休みに鬼ごっこをして運動後、清掃の時間に気分が悪くなり、養護教諭が不在だったため職員室で休んでいた。数分経過したところで咳が出てきて、気分もさらに悪くなり、目の周りに浮腫の症状が見られたため、緊急で医療機関を受診した。

【起因】

- ・新規発症だったため予測ができなかった。
- ・風邪のためもともと体調が悪かったところに、エビ・イカを含んだ食品を食べた後、走り回ったことも重なり発症したと考えられる。

【改善点】

- ・医療機関において、食物アレルギーの検査を実施し、エビ・カニ・イカ除去必要と診断された。
- ・内服薬とエピペン®が処方された。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出するようお願いした。
- ・校内教職員に対し、経過報告と緊急時対応の確認及び食物アレルギーついでとアナフィラキシーの対応やエピペン®の使い方の実習を含めて職員研修を行った。

(4) 本人による誤食

アレルギーを持つ児童が「綺麗な色のサラダで食べたくってしまった。」と、アレルギー原因食物を食べてしまった。

【起因】

- ・保護者は、児童の判断に任せていた。
- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出がされていなかったため原因食品について確認ができていなかった。
- ・「健康管理カード」についても未提出だったため、管理していなかった。

【改善点】

- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してもらったことで、アレルギー原因食物が明確になった。
- ・毎月の献立表や毎日の連絡帳で保護者と担任等が確認できるようになった。

児童の死亡事例

平成24年12月20日、調布市の小学5年生の児童が、給食を食べた後に体調不良を訴え、搬送先の病院で、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなる事故が発生しました。このような事故を起こさないために、事故防止、緊急対応、その他指導や研修体制などの様々な取組が必要です。

資料

- 【別紙1】 学校給食における食物アレルギー対応申請書
- 【別紙2】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- 【別紙3】 食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）
- 【別紙4】 食物アレルギー対応決定通知
- 【別紙5】 (1)献立表詳細・(2)喫食確認表
- 【別紙6】 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット 再発防止シート
- 【別紙7】 食物アレルギー対応解除申請書

議案	頁数
33号	30

守谷市立小中学校長 宛て
守谷市立学校給食センター所長 宛て

学校給食における食物アレルギー・牛乳除去対応申請書

下記のとおり学校給食における食物アレルギー・牛乳除去対応を（新規・継続・変更・中止）申請します。

1 食物アレルギー・牛乳除去児童生徒

学校名（入学先）	守谷市立			（小・中）学校	
ふりがな 児童生徒氏名		新学年		年 （現年組）	
原因食物		症状		家庭での 対応	・食べていない ・医師の診断のもと食べている
保護者氏名	（続柄： ） TEL（ ）				

2 給食対応内容

希望する対応 内容すべてに ○をつける		レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）
		レベル2 完全弁当対応（給食を停止し弁当を持参）
		レベル3 除去食対応（飲用牛乳除去）（理由 ） ※牛乳の提供を停止すると給食費が変わります。新入学・転入の場合「守谷市学校給食提供申請書」、在校生かつ新規申込みの場合「守谷市学校給食提供変更等届」の提出が必要です。
		レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食・おかず） （小麦を含む主食）※R7年度より開始します。

3 学校へ持参する薬があれば記入してください。

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	服用のタイミング	例：毎朝、症状が出たとき、など
エピペン®	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	使用の有無	あり（ 年 月 ） ・なし
	更新の有無	年に一度更新している・していない（エピペン®の使用期限は1年です）

4 原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも工場等で他の食品が微量に混入する可能性があります。給食を食べられますか。

はい	いいえ
----	-----

5 食物アレルギーがあることや牛乳が飲めないことを学級の子供たちに伝え、喫食確認表を教室に掲示してもよろしいですか。（周囲の理解が助けになることがあります。）

はい	いいえ
----	-----

6 聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター等で共有してもよろしいですか。

はい	いいえ
----	-----

7 学校生活において、以下の配慮は必要ですか。

①給食当番	必要なし・必要（ ）
②調理実習	必要なし・必要（ ）
③校外学習	必要なし・必要（ ）

別紙2

様式第3号 【表】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 (男・女) 年 月 日生 年 組 提出日 年 月 日
 ※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものである。

病型・治療	学校生活上の留意点		大保護者 電話: 大連絡係機関 医療機関名: 電話: 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
	アレルギー	アレルギー	
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因)) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー) 3. 運動誘発アナフィラキシー) 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 () C 原因食物・除去程度 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去措置を記載 1. 鶏卵 () [除去程度] 該当するものを全て()内に記載 2. 牛乳・乳製品 () ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 () ③ 抗体検査検査結果陽性 ④ 未検査 4. ソバ () ()に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ ()) 6. 甲殻類 ()) 7. 木の果実 ()) 8. 果物類 ()) 9. 魚類 ()) 10. 肉類 ()) 11. その他1 ()) 12. その他2 ()) D 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ()	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食料を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵: 卵殻カルシウム 牛乳: 乳糖・乳糖後成分カルシウム 小麦: 醤油・酢・味噌 大豆: 大豆油・醤油・味噌 卵: 卵黄 魚類: かつおだし・いりこだし・魚目 肉類: エキス F その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	
気管支ぜん息 (あり・なし) A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬(吸入) 薬剤名 投与量/日 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬+長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () B-2 長期管理薬(内服) 薬剤名 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () () 2. その他 () () B-3 長期管理薬(注射) 薬剤名 1. 生物学的製剤 () () C 発作時の対応 薬剤名 投与量/日 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 (男・女) 年 月 日生 年 組 提出日 年 月 日

病型・治療	学校生活上の留意点		大保護者 電話: 大連絡係機関 医療機関名: 電話: 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
	アレルギー	アレルギー	
アトピー性皮膚炎 (あり・なし) A 重症度めやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮膚のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症度: 強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 超重症度: 強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 ※軽度の炎症: 軽度の紅斑、乾癬、痒疹、痒疹主体の病変 ※強い炎症を伴う皮膚: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 () B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 () B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	A プール指導及び長時間の屋外下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし) A 病型 1. 過労性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()	A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし) A 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬 B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()	A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
 保護者氏名 _____

議案 頁数
 33号 32

食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）

以下の内容は、学校が記入します。保護者の方は記入しないでください。

食物アレルギー対応児童生徒

新学年：	年	児童生徒氏名：
面談日	年 月 日	
来校者	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他（ ）	
面談者 (○をつける)	校長・副校長・教頭・教務主任・保健主事・担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭・給食センター栄養士	
記録者		

【保護者への確認事項】

- 面談を実施し、上記、申請書の内容に間違いはない
- エピペン®を所持している場合は、消防本部・学校医等へ情報を提供してよい
- 緊急時に保護者と連絡がつかない場合、学校の判断でエピペン®を打ってよい

【保護者からの提出書類】

- 学校生活管理指導表

【保護者の方が気になっていること、要望等】

【備考欄】

年 月 日

守谷市立小中学校長 様

守谷市立学校給食センター所長

食物アレルギー対応決定通知

このことについて、下記のとおり食物アレルギー対応を行いますのでお知らせいたします。

記

- 1 学校給食食物アレルギー対応開始日
年 月 日
- 2 該当者
食物アレルギー児童生徒一覧 参照

別紙6

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット 再発防止シート

年 月 日 時 分現在

学校名 (調理場名)	
校長名 (場長名)	

記入者	職名		氏名	
-----	----	--	----	--

発生日時	
発生場所	
内容	
再発防止 対応策	
その他 参考事項	

【ヒヤリハットの内容】

- ① 児童生徒の健康に被害があるおそれがあった場合
- ② 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ③ 事故防止を受けた今後の対応が他校・他施設と共有したいものである場合
- ④ 重大事故には至らなかったもののうち再発防止策を講ずる必要のある場合

参考：茨城県教育委員会 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット再発防止シート より引用

議案	頁数
33号	37

守谷市立小中学校長 宛て

学校給食におけるアレルギーの一部対応解除申請書

学校名 _____ 学校 _____ 年 _____ 組

児童生徒氏名 (_____)

解除する食品 (_____)

学校生活管理指導表により除去していた上記の食品について医師の指導のもと、これまでに複数回摂取して症状が誘発されていないため、学校給食における除去解除をお願いします。

保護者氏名 (_____)

議案	頁数
33号	38

参考資料

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
(令和2年3月 公益財団法人 日本学校保健会)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiel_dfile/2015/03/26/1355518_1.pdf
(平成27年3月 文部科学省)

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf
(令和3年3月 消費者庁)

「学校給食における食物アレルギー対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
(文部科学省 HP)

「ぜんそく予防のための よくわかる 食物アレルギー対応ガイドブック」
https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_31321.pdf
(平成26年 独立行政法人 環境再生保全機構)

「エピペンサイト」
<https://www.epipen.jp/teacher/index.html>
(ヴィアトリス HP)

「アレルギーに関する資料」
(茨城県教育委員会)

「学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット事例集」
(令和2年2月茨城県教育庁学校教育部保健体育課)

学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

(令和4年10月 発行)

(令和5年11月 改訂)

(令和6年 月 改訂)

編集・発行
守谷市教育委員会

議案	頁数
33号	40

学校給食における食物アレルギー対応マニュアル変更点

ページ	新	旧
P8	<p>(4) レベル4 代替食対応 (卵・乳を含む主食・料理、小麦を含む主食の代替食提供)</p> <p>守谷市では、申請のあった原因食物の卵 (鶏卵) ・乳 (牛乳・乳製品) を該当する主食や料理から、また、原因食物の小麦を該当する主食から除き、別の食品を用いた給食「代替食」を提供します。</p> <p><注意点> ・代替食は卵・乳・小麦のみの対応とします。小麦は主食のみの対応です。</p>	<p>4) レベル4 代替食対応 (卵・乳を含む主食・料理の代替食提供)</p> <p>守谷市では、卵・乳を含む主食、料理のみ代替食を提供します。申請のあった原因食物の卵 (鶏卵) ・乳 (牛乳・乳製品) を該当する主食や料理から除き、別の食品を用いて給食を提供します。</p> <p><注意点> ・代替食は卵・乳のみの対応とします。</p>
P10	<p>(2) 食物アレルギー調査の流れ</p> <p>ア 新入生</p> <p>① 就学時健康診断 (10～11月)</p> <p>・教育委員会 (給食センター) は、「別紙1 学校における食物アレルギー・牛乳除去対応申請書」、「別紙2 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。</p> <p>② 新入学児保護者説明会 (1～2月)</p> <p>・保護者は、新入学児保護者説明会で別紙1・2を提出する。</p> <p>③ 面談 (1～2月)</p> <p>・学校は、提出された書類をもとに「別紙3 食物アレルギー面談表 (個別支援プラン)」を記入する。</p> <p>④ 対応開始</p> <p>・教育委員会 (給食センター) は、「別紙4 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙5 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。 ・学校は、入学式で保護者へ「別紙5」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会 (給食センター) へ提出する。</p> <p>イ 在校生</p> <p>① 進級時の対応希望調査 (12月～)</p> <p>・教育委員会 (給食センター) は「別紙1 食物アレルギー対応・牛乳除去申請書」、「別紙2 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。</p> <p>② 小学校6年生 (卒業生) の対応希望調査 (12月～)</p> <p>・教育委員会は①と同様に、小学校6年生へ希望調査を配布する。 ・小学校は、保護者へ書類を配布し、提出された書類の複写を教育委員会 (給食センター) へ提出する。 ・小学校は、提出された書類の原本を進学先の中学校へ送る。 ・進学先が区域外の場合は、進学先を給食センターへ連絡する。 ・進学先が市外の場合は、対応中止として書類を提出し、進学先への提出は不要とする。</p>	<p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>① 略</p> <p>・教育委員会 (給食センター) は、「別紙1 学校における食物アレルギー対応申請書」、「別紙2 給食費 (牛乳代) 減免申請書」、「別紙3 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。</p> <p>② 略</p> <p>・保護者は、新入学児保護者説明会で別紙1～3を提出する。</p> <p>③ 略</p> <p>・学校は、提出された書類をもとに「別紙4 食物アレルギー面談表 (個別支援プラン)」を記入する。</p> <p>④ 略</p> <p>・教育委員会 (給食センター) は、「別紙5 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙6 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。 ・学校は、入学式で保護者へ「別紙6」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会 (給食センター) へ提出する。</p> <p>イ 略</p> <p>① 略</p> <p>・教育委員会 (給食センター) は「別紙1 食物アレルギー対応申請書」、「別紙2 給食費 (牛乳代) 減免申請書」、「別紙3 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。</p> <p>②略</p>

ページ	新	旧
	<p>③ 面談（2～3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談を行った場合には、学校は、提出された書類をもとに「別紙3 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）」を記入する。 <p>④ 対応開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会（給食センター）は、「別紙4 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙5 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。 ・学校は、「別紙5」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。 	<p>③ 略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談を行った場合には、学校は、提出された書類をもとに「別紙4 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）」を記入する。 <p>④ 対応開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会（給食センター）は、「別紙5 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙6 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。 ・学校は、「別紙6」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。
P13	<p>2 代替食（卵・乳を含む主食とおかず、小麦を含む主食）について</p> <p>守谷市では令和5年度より、申請のあった原因食物の卵（鶏卵）乳（牛乳・乳製品）を該当する主食や料理から除き、別の食品を用いた給食「代替食」を提供しています。</p> <p>和7年度より原因食物の小麦を該当する主食から除き、別の令食品を用いた「代替食」を提供します。代替食は、記名された専用の容器で代替食を提供します。なお、調理の都合により代替食が提供できない場合もあります。</p> <p>(1) 対象</p> <p>卵、乳、小麦又はそのうち複数の食物アレルギーと診断されており、家庭で原因食物の除去などの対応を行って、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。</p> <p>(2) 代替食の内容</p> <p>※主食は、市内のごはん業者から提供します。</p>	<p>2 代替食（卵・乳を含む主食とおかず）について</p> <p>守谷市ではこれまで行ってきた「別メニュー」の提供は、保温・保冷ができず、提供できる料理も限られてきました。</p> <p>そこで、令和5年度から卵（鶏卵）乳（牛乳・乳製品）を含む主食と料理に限り、希望者に専用の容器で代替食を提供します。</p> <p>卵、乳、又はその両方の食物アレルギーと診断されており、家庭で原因食物の除去などの対応を行って、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。</p> <p>ウ 主な主食・おかずの代替食例。</p> <p>コッペパン（乳） → ごはん 卵スープ（卵） → 野菜スープ。 シチュー（乳） → 豆乳スープ オムレツ（卵） → 豆腐ハンバーグ。 ※主食のごはんは、市内のごはん業者から提供します。</p>
P17	<p>(4) レベル4代替食対応（卵・乳を含む主食・料理、小麦を含む主食）の場合</p> <p>【学級担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。 ・代替食を受け取り、表示された学校名、学級、名前を本人と口頭で確認します。 ・同じ学級に違う食品の対応者がいる場合、特に注意して対応します。 ・おかわりで事故が起こらないようにするために、代替食に関しておかわりはさせません。 <p>※代替食はおかわりを考慮して多めに提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒にも十分理解ができるように指導します。 ・調理の都合で代替食が提供できない場合があります。 	<p>(4) レベル4代替食対応（卵・乳を含む主食・料理の代替食提供）の場合</p> <p>【学級担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。 ・代替食を受け取り、表示された学校名、学級、名前を本人と口頭で確認します。 ・同じ学級に違う食品の対応者がいる場合、特に注意して対応します。 ・おかわりで事故が起こらないようにするために、代替食に関しておかわりはさせません。 <p>※代替食はおかわりを考慮して多めに提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒にも十分理解ができるように指導します。

ページ	新	旧																												
P28	<p>資料</p> <p>【別紙1】 学校給食における食物アレルギー ・牛乳除去対応申請書</p> <p>【別紙2】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）</p> <p>【別紙3】 食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）</p> <p>【別紙4】 食物アレルギー対応決定通知</p> <p>【別紙5】 (1)詳細献立表・(2)喫食確認表</p> <p>【別紙6】 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット再発防止シート</p> <p>【別紙7】 食物アレルギー対応解除申請書</p>	<p>資料</p> <p>【別紙1】 学校給食における食物アレルギー対応申請書</p> <p>【別紙3】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）</p> <p>【別紙4】 食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）</p> <p>【別紙5】 食物アレルギー対応決定通知</p> <p>【別紙6】 (1)詳細献立表・(2)喫食確認表</p> <p>【別紙7】 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット再発防止シート</p> <p>【別紙8】 食物アレルギー対応解除申請書</p>																												
P29	<p>別紙1の変更</p> <p>学校給食における食物アレルギー対応等申請書</p> <p>この度、医療機関で診断を受けましたので、下記のとおり学校給食における食物アレルギー対応を（新規・継続・変更・中止）申請します。</p> <p>1 食物アレルギー対応児童生徒</p> <table border="1"> <tr> <td>学校名</td> <td>守谷市立</td> <td>学校</td> <td>新学年</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>児童生徒氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>原因食物</td> <td>症状</td> <td>発症時の対応</td> <td colspan="2">アレルギー以外理由</td> </tr> <tr> <td>保護者氏名</td> <td colspan="4">(電話:) TEL ()</td> </tr> </table> <p>2 給食対応内容</p> <table border="1"> <tr> <td>希望する対応</td> <td>レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）</td> </tr> <tr> <td>内容すべてに○をつける</td> <td>レベル2 完全弁当対応（給食停止：給食を食べず弁当を持参する）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止） (アレルギー以外の理由:)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食を希望する）</td> </tr> </table>	学校名	守谷市立	学校	新学年	年	児童生徒氏名					原因食物	症状	発症時の対応	アレルギー以外理由		保護者氏名	(電話:) TEL ()				希望する対応	レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）	内容すべてに○をつける	レベル2 完全弁当対応（給食停止：給食を食べず弁当を持参する）		レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止） (アレルギー以外の理由:)		レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食を希望する）	<p>赤枠内</p> <p>レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止） (アレルギー以外理由:)</p> <p>※これまでの『別紙2 給食費（牛乳代）減免申請書』との区別がいまいで分かりにくいと指摘が多く上がっていた。</p>
学校名	守谷市立	学校	新学年	年																										
児童生徒氏名																														
原因食物	症状	発症時の対応	アレルギー以外理由																											
保護者氏名	(電話:) TEL ()																													
希望する対応	レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）																													
内容すべてに○をつける	レベル2 完全弁当対応（給食停止：給食を食べず弁当を持参する）																													
	レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止） (アレルギー以外の理由:)																													
	レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食を希望する）																													

議案第34号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
(令和6年度守谷市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会所管分)及び
令和5年度歳入歳出決算認定(教育委員会所管分))

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、原案のとおり承認する。

- 1 令和6年度守谷市一般会計補正予算(第4号)教育委員会所管分
 - (1) 継続費 P 2
 - (2) 債務負担行為 P 3
 - (3) 歳入予算 P 4
 - (4) 歳出予算 P 5～P 8

- 2 令和5年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定(教育委員会所管分)
 - (1) 令和5年度歳出決算概要 別添(決算資料1)
 - (2) 令和5年度決算書(教育委員会所管分) 別添(決算資料2)
 - (3) 令和5年度決算報告書(教育委員会所管分) 別添(決算資料3)

令和6年8月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和6年8月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第3号)第2条第1項第4号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出するものです。

議案	頁数
34号	1

報告第9号

損害賠償額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき、報告します。

令和6年8月26日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

報 告	頁 数
9 号	1

損害賠償額の決定及び和解について

1 事故発生日時

令和6年6月24日 午後0時10分頃

2 事故発生場所

守谷市御所ヶ丘五丁目15

3 相手方

4 事故概要

上記日時、守谷市立御所ヶ丘小学校の駐車場脇に植樹している桜の木の太枝が朽ちてしまい、駐車していた乗用車付近に落下、接触しドアを損傷させた。

5 賠償の手続き

全国市長会学校災害賠償補償保険対象事故として申請し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により、損害賠償額を決定して賠償金を支払い、和解した。

また、同法同条第2項の規定に基づき、令和6年守谷市議会9月定例会で報告する。

6 和解の内容

市が、本件事故に関する一切の賠償金として、金127,241円を相手方の指定口座に支払った。

報告	頁数
9号	2

報告第10号

学校給食費に係る不納欠損の報告について

このことについて、守谷市債権管理条例第10条第1項に基づき、別紙資料のとおり、債権を放棄し、不納欠損処分としましたので報告します。

令和6年8月26日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

報告	頁数
10号	1

学校給食費に係る不納欠損の報告について

(款) 20. 諸収入

(単位：円)

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
学校給食費納付金	322,052,644	314,494,654	6,147,590	1,410,400	97.65%
現年分	314,556,142	314,075,872	0	480,270	99.85%
滞納繰越分	7,496,502	418,782	6,147,590	930,130	5.59%

※守谷市債権管理条例第10条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄しましたので報告します。

(1) 放棄した債権の名称	:	学校給食費納付金
(2) 放棄した債権の調定年度	:	平成10年度から平成29年度
(3) 放棄した債権の額及び 放棄した事由	:	3,454,464円 (消滅時効成立のため) 425,838円 (債務者の生死や所在が不明なため) 2,267,288円 (債務者の生活が苦しく困窮しているため)
	計	6,147,590円

報告第11号

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要(案)の決定及び基本設計概要(案)に係るパブリック・コメントの実施について

守谷中央図書館は、建築から概ね30年が経過し、施設の経年劣化や機能低下が著しいことから、個別計画に基づき、令和7年度から大規模改修工事に着手するため、令和6年4月から基本設計業務を開始しました。その過程において、市民参加型ワークショップを開催し、そこで頂いたご意見を反映させた「守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要(案)」を作成しました。

この「守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要(案)」について、次のとおりパブリック・コメントを実施することを報告します。

パブリック・コメント実施概要

(1) 公表資料

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要(案)

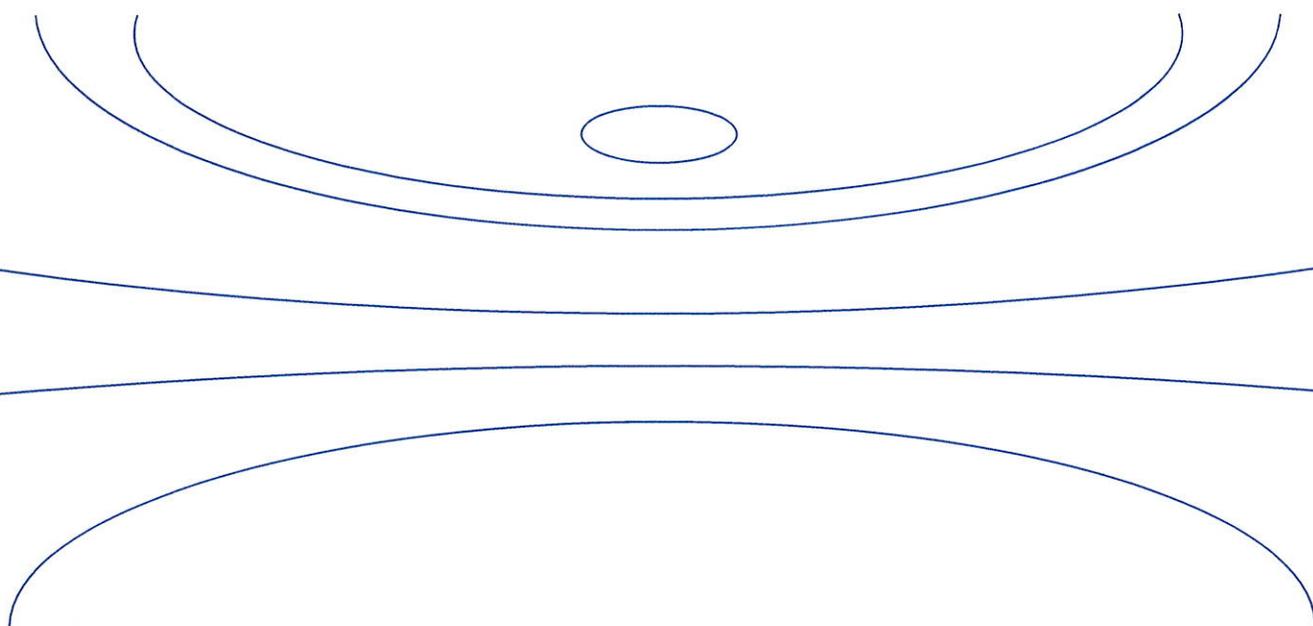
(2) 期間

令和6年9月12日(木)～10月11日(金)

令和6年8月26日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

報告	頁数
11号	1

守谷中央図書館大規模改修工事
基本設計概要(案)



令和6年9月
守谷市

報告	11号
頁数	2

目次	大規模改修の基本方針	・・・2
	改修の目的	
	改修の方針	
	1. 施設・設備の更新	・・・3
	外部の改修	
	内部の改修	
	2. 安全で機能的なサービス環境の整備	・・・4
	駐車場の再整備	
	3. 快適で魅力ある空間の整備	・・・5
	1F For Kids 子どもたちが本とふれあう空間	
	2F Active Learning 学びと交流を育む空間	
	3F Reading & Learning 多様な学びに対応する空間	
	4. 新しい図書館サービスの環境整備	・・・12
	IC タグによる資料管理システムの導入	
	予約資料受取コーナーの新設	
	建築概要	・・・12

to Active Library

次の30年へのステップアップ



大規模改修の基本方針

改修の目的

第一に、施設・設備の更新（改修）等を実施することによりその機能を回復し、建物の長寿命化を図るものとします。また、建設からおよそ30年が経過したことに伴い、時代の潮流や現在の利用に合わなくなったもの、機能や効率の低下が認められるものについて、改善や改修を実施します。さらに、誰もが足を運びたい図書館を目指し、利用者ニーズを反映させた快適な利用空間への転換を図ります。

改修の方針

1 施設・設備の更新

1. 老朽化した施設・設備を改修し、施設機能を回復させ、今後30年間を見通した建物の長寿命化を図ります。

2 安全で機能的なサービス環境の整備

1. 安全で快適に利用できるように、駐車場を再整備します。
2. 既存の駐輪場に屋根を設置します。
3. トイレは、内装の刷新、衛生器具の更新、センサー付照明等、全面的に改修します。
4. 多目的トイレの機能の充実を図ります。

3 快適で魅力ある空間の整備

1. 閲覧、学習のための座席を増設します。
2. 休憩コーナーを拡張し、会話を楽しみながら休憩できる空間とします。
3. 館内で会話ができるエリアを設けると同時に、静かな読書・学習環境のスペースを設けます
4. グループ学習やワークショップ等における主体的な学びの場として、ラーニングcommonsを新設します。

4 新しい図書館サービスの環境整備

1. ICタグによる資料管理システムを導入し、自動貸出機による窓口業務のスマート化や資料管理の効率化を図ります。
2. 予約資料受取コーナーを新設し、セルフ貸出に対応することで、利用者の利便性向上を図ります。

1 施設・設備の更新

外部の改修

1) 屋根

- ①防水 既存防水層の膨れ、劣化が見られるため、既存防水層を撤去し、防水層を新設します。
- ②断熱 屋根防水層の下の断熱材を防水と合わせて更新し、断熱性能の向上を図ります。
- ③トップライト 排煙設備のトップライトの開閉機構等を交換し、正常に作動するようにします。

2) 外壁

- ①タイル 浮きのある部分を改修し、安全性を確保します。
- ②コンクリート 爆裂やひび割れ等を補修の上、コンクリート保護塗装を施し、美観を回復します。

3) 開口部

- ①アルミサッシ 劣化した気密材等部分的な交換を行います。
- ②スチールドア 耐候性塗料を施し美観を維持します。



屋上防水



トップライト



外壁タイル



外壁コンクリート

内部の改修

1) 内装材

空調機器・配管の改修に伴い、既存の天井材を撤去し、空間のイメージを刷新します。清掃しやすく、耐摩耗性に優れた材料の床材に更新します。

2) 書架・家具

経年変化の見られる書架・家具の修理と一部更新を行います。

3) 照明器具

照明器具は全てLED照明へ更新します。
トイレ等は人感センサー付器具を導入します。

4) 空調設備

状態が良好な既存ダクトを維持し、空調設備機器は省エネルギーな高効率機器へ更新します。

5) トイレ

和式トイレは洋式トイレへ変更するなど、明るく衛生的なトイレにリニューアルします。



書架



照明器具



家具

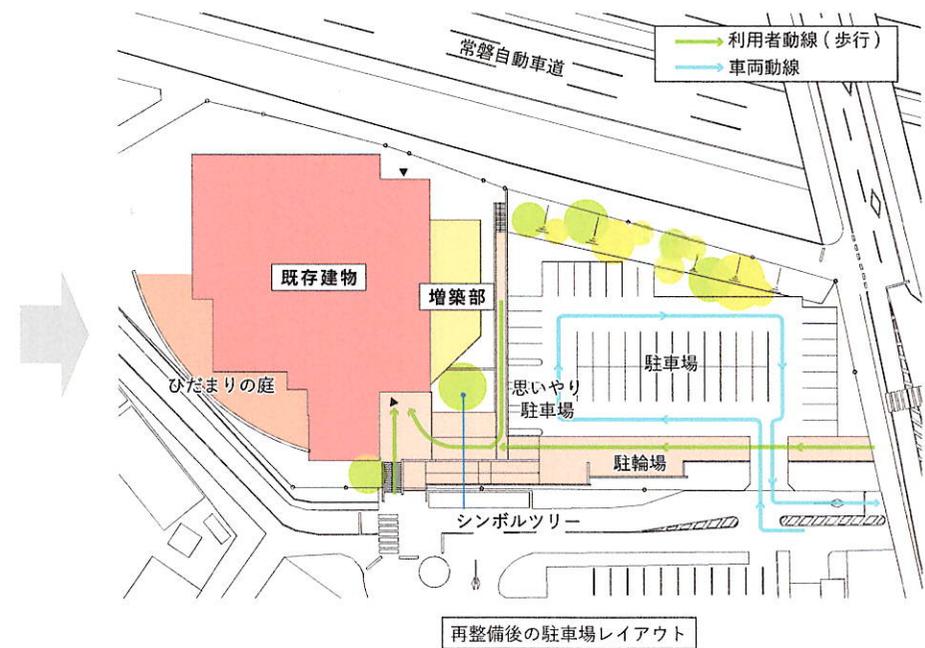


トイレ

2 安全で機能的なサービス環境の整備

駐車場の再整備

- 1) 駐車場内の動線をシンプルに変更して安全性を高めると共に、駐車台数を現在よりも増やします。
- 2) シンボルツリーや高速道路側の既存樹木を可能な限り保全し、良好な環境を維持します。



3 快適で魅力ある空間の整備

・既存施設を活かしながら、増築を加えて人と人の交わりを重視した現代的な“賑やかな図書館”の空間に刷新します。

3F Reading & Learning 多様な学びに対応する空間

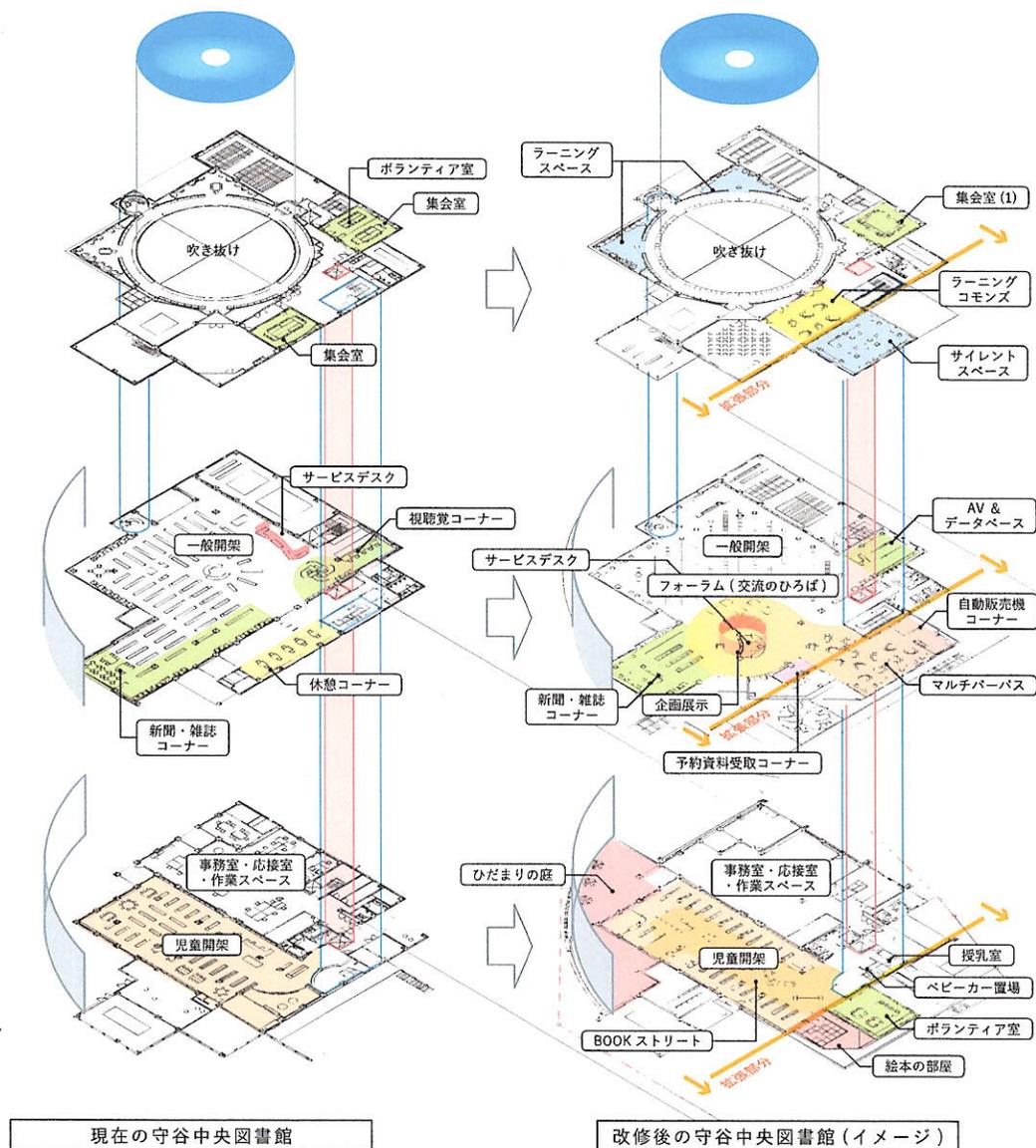
- ・自習やグループ学習ができる主体的な学びの場としてラーニング commons を設けます。
- ・“賑やかな図書館”の中で、静かで集中できる空間としてサイレントスペースを設けます。
- ・ラーニング commons ・ラーニングスペース ・サイレントスペース等を設け、多様なニーズに応える学習の空間とします。

2F Active Learning 読書と学びと交流を育む空間

- ・賑わいの中心となるフォーラム（交流のひろば）を設け、様々な用途に活用できる空間を設けます。
- ・リーディングエリア ・新聞 ・雑誌コーナー ・AV & データベース等の目的を持つコーナーを設けます。
- ・会話が可能で、飲食のできる多目的な読書 ・学習空間として、マルチパーパスを設けます。

1F For Kids 子どもたちが本とふれあう空間

- ・児童開架の中央に、親子での読み聞かせ ・ひとりで読書 ・友だちとの学習等、子どもたちの成長に応える“BOOKストリート”を設けます。
- ・現在のおはなしの部屋を絵本の部屋として拡張し、小さな子どもたちが本に親しみながら楽しくすごせる場とします。お話し会等の模様氏も開催できるものとします。
- ・ボランティア室を児童開架近くに設けます。ボランティア活動の更なる活性化、ボランティアと子ども ・保護者とのコミュニケーションの機会を創出します。



1F For Kids

子どもたちが本とふれあう空間

改修方針

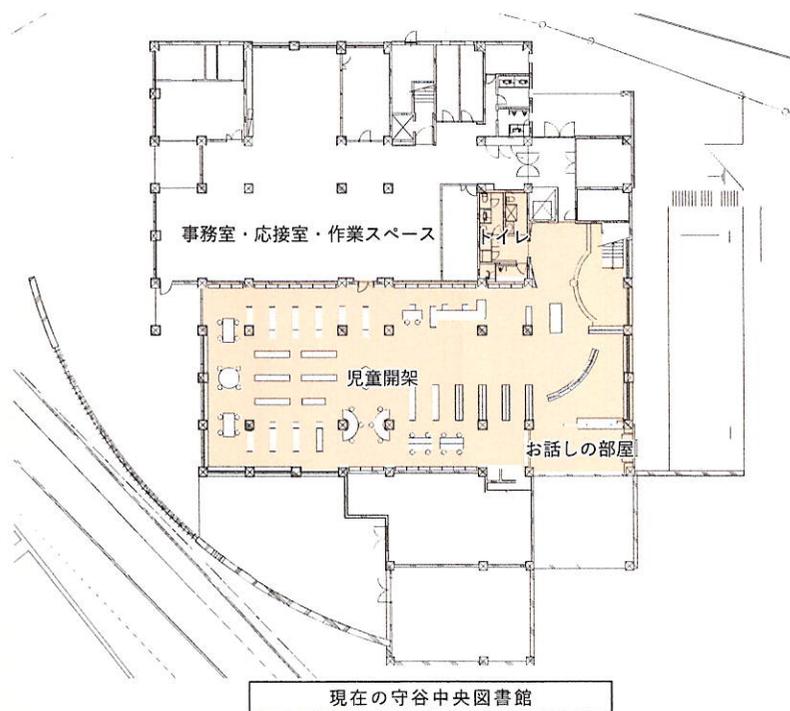
- 1) 児童開架のスペースを拡大し、様々な成長過程の子どもたちに合う閲覧スペースを設けます。
- 2) 絵本の部屋（現在のおはなしの部屋）を拡大し、活用しやすくします。

新しくできるスペース

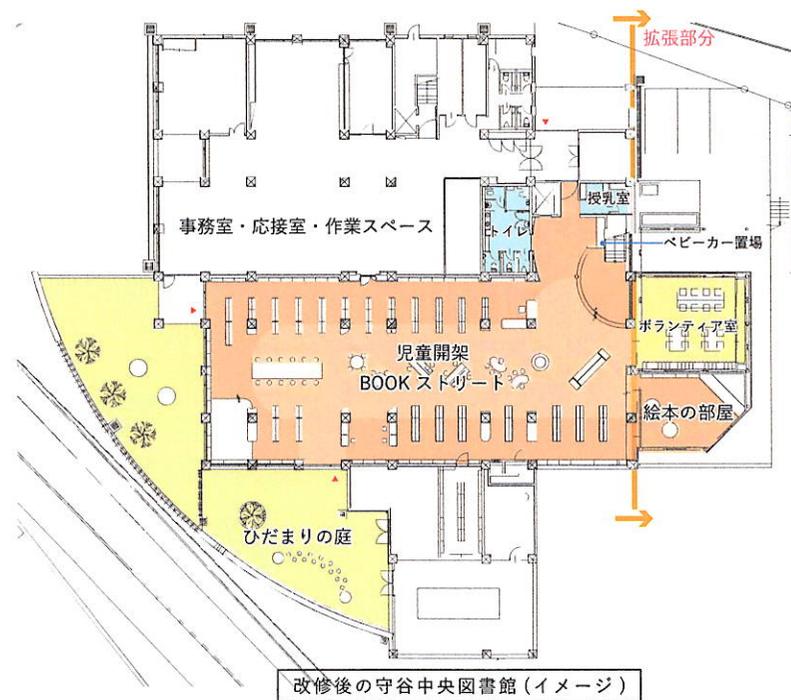
- ①ボランティア室
 - ・事務室や児童開架に近い1階に移設します。
 - ・大きな机や収納を設けて、より活発な活動を可能にします。
 - ・活動が利用者からも見えるように、ガラス張りにします。
- ②絵本の部屋
 - ・子どもたちが素足で安全に過ごせるよう和紙畳を採用します。
 - ・部屋を暗闇にして行なうお話し会や、おひぎでだっこおはなし会等も行なうことができるようにします。

リニューアルするスペース

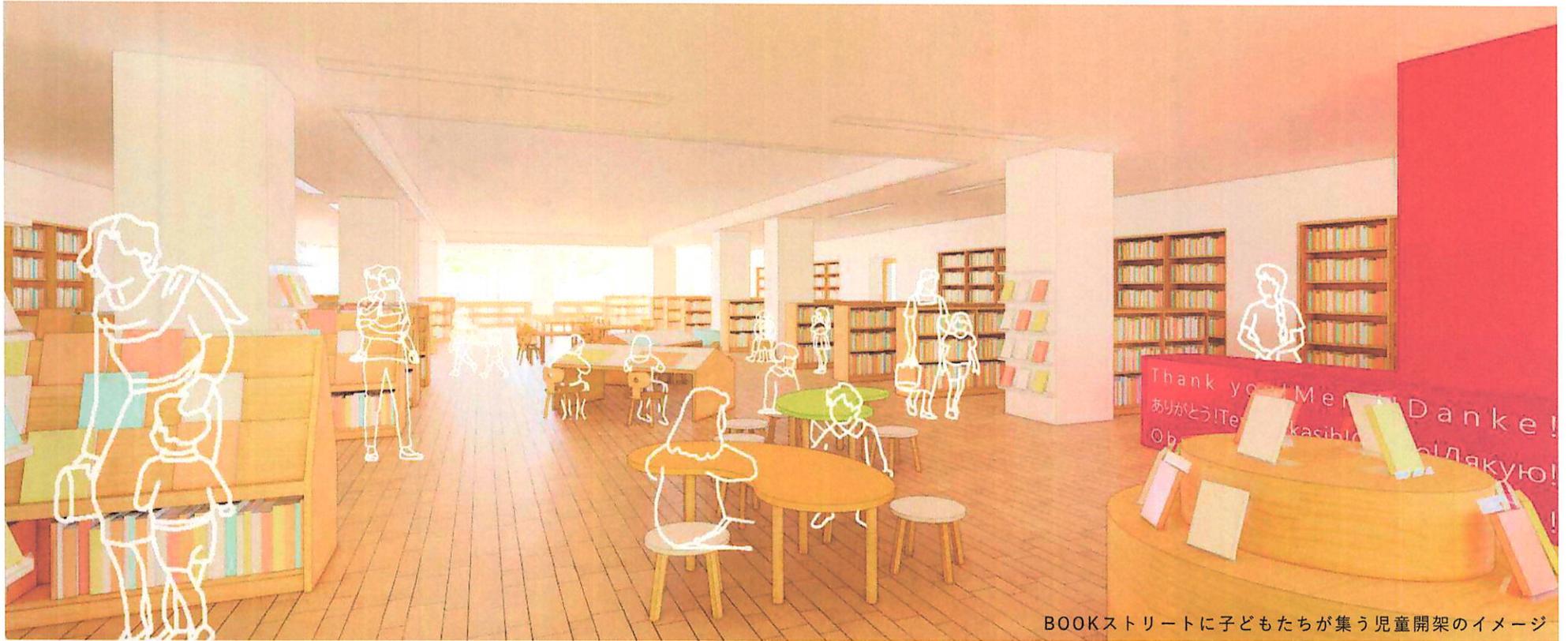
- ①児童開架
 - ・子どもたちが自分の好きな場所を選んで本を楽しめるように、いす・ベンチ・ソファ・小上がりなど色々な座席を設けます。
- ②ひだまりの庭
 - ・屋外でも本を楽しめるようにベンチなどを設けます。
 - ・子どもたちが転んでもケガをしにくいようにゴムチップ舗装を採用します。
- ③授乳室
 - ・エレベーターの近くに授乳室を新たに設け、清潔感のある居心地の良い設備を整えます。
- ④トイレ
 - ・安全性を高め、プライバシーに配慮した子どもトイレを設けます。
 - ・だれでもトイレを設置し、誰もが安心して読書を楽しめる場所にします。



現在の守谷中央図書館



改修後の守谷中央図書館(イメージ)



BOOKストリートに子どもたちが集う児童開架のイメージ



和紙畳敷の絵本の部屋のイメージ



既存の庭を利用して整備するひだまりの庭のイメージ

2F Active Learning 読書と学びと交流を育む空間

改修方針

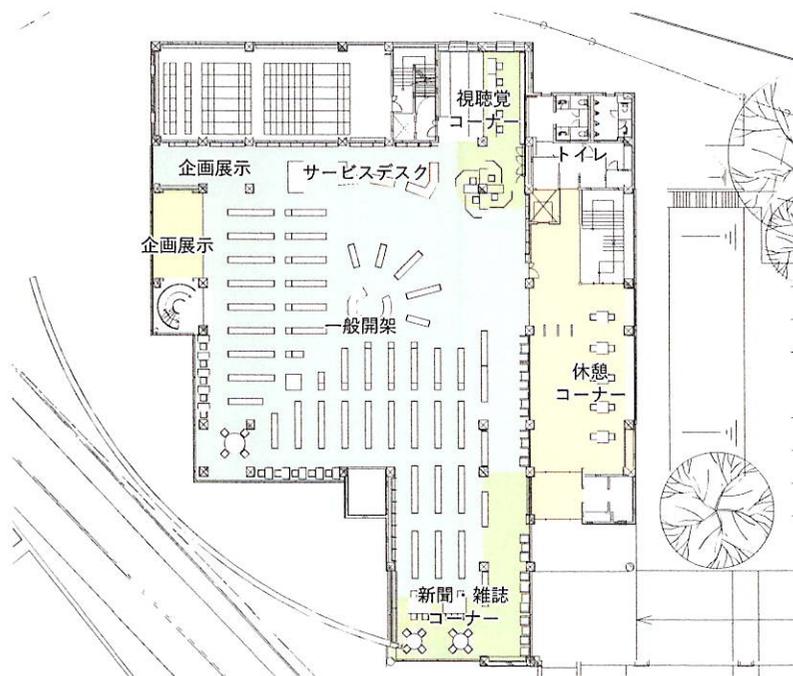
- 1) エリア中央にフォーラム（交流のひろば）を設けます。可動式のベンチを設置し、普段は本や資料の閲覧場所として利用できる他、イベント時には様々な展示方法ができる空間として計画します。
- 2) 会話をしながら飲食のできる多目的な読書・学習空間として、マルチパーパスを設けます。図書館利用者がリフレッシュできる空間とします。
- 3) 見通しが良く分かりやすい書架配置にします。

新しくできるスペース

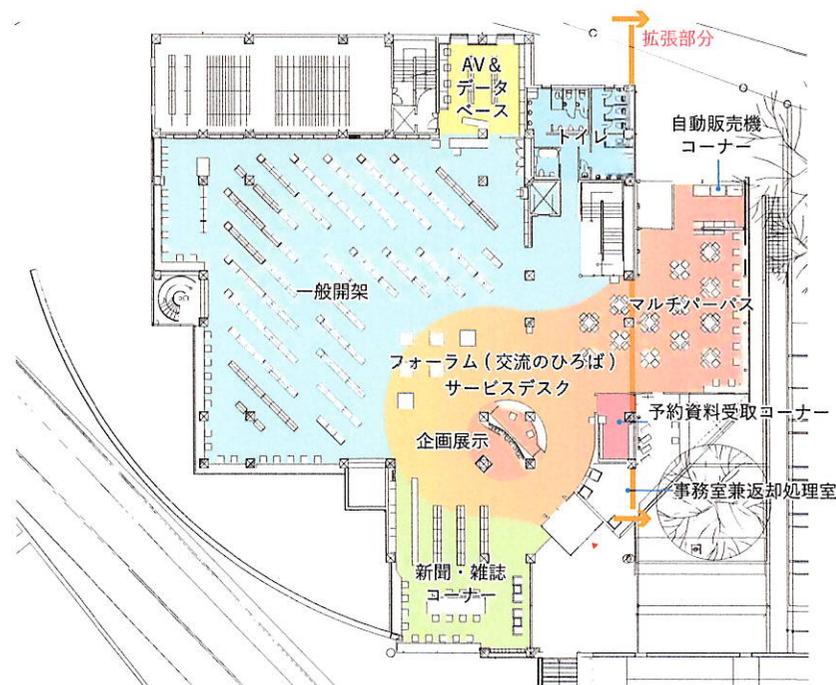
- ①マルチパーパスの新設
 - ・拡張部分に、飲食しながら休憩や交流ができる多目的な交流ラウンジを設けます。
- ②予約資料受取コーナーの新設
 - ・ICタグ導入による自動貸出に対応した予約資料受取コーナーを設け、利用者の利便性を向上させます。

リニューアルするスペース

- ①エントランス・返却処理室
 - ・返却ポストの裏に事務室兼返却処理室を設け、より効率的に返却処理作業を行えるようにします。
- ②サービスデスク
 - ・利用者を出迎え多様な情報を提供するサービスデスクを建物の入口付近に設けます。
- ③企画展示
 - ・建物の入口に近く利用者の目に付きやすい位置に企画展示棚を設けます。
- ④一般開架
 - ・書架配置を変更することで書架を追加し、利用者が自ら手に取って選べる開架冊数を増やします。
 - ・カウンター席を設け、閲覧席を増やします。
- ⑤新聞・雑誌コーナー
 - ・雑誌の表紙が見える雑誌架を採用し、目に留まりやすく手に取りやすいようにします。
- ⑥AV&データベース
 - ・CDやDVD等の開架数を増やし、気軽に手に取り選び楽しめる設えとします。



現在の守谷中央図書館



改修後の守谷中央図書館(イメージ)



既存の吹抜けを活かしたフォーラム（交流のひろば）のイメージ



人との交流が生まれるマルチパーパスのイメージ



落ち着いた空間の新聞・雑誌コーナーのイメージ

3F Reading & Learning

多様な学びに対応する空間

改修方針

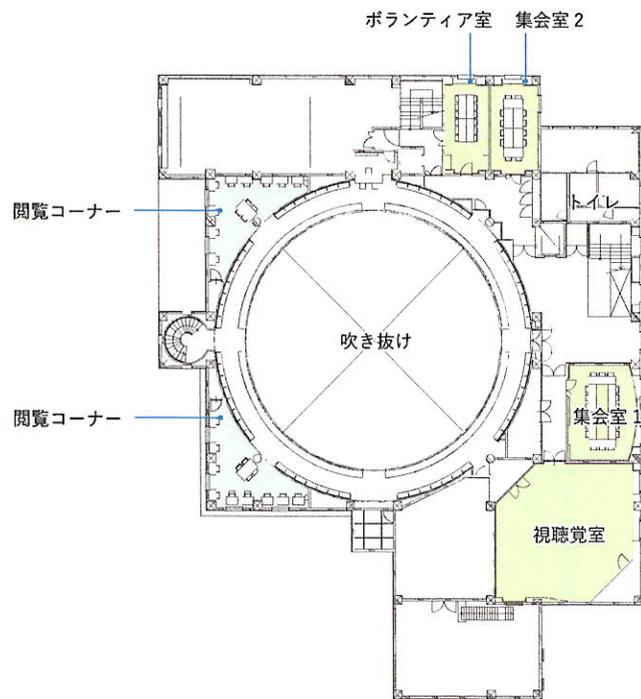
- 1) ラーニングcommonsを設け、グループ学習や気軽に参加できるワークショップ等を実施できるようにします。
- 2) 拡張部分には、集中して読書や学習ができるサイレントスペースを設けます。
- 3) 現在のボランティア室とグループ学習室の間の壁をなくし、一室の集会室(1)に改修します。

新しくできるスペース

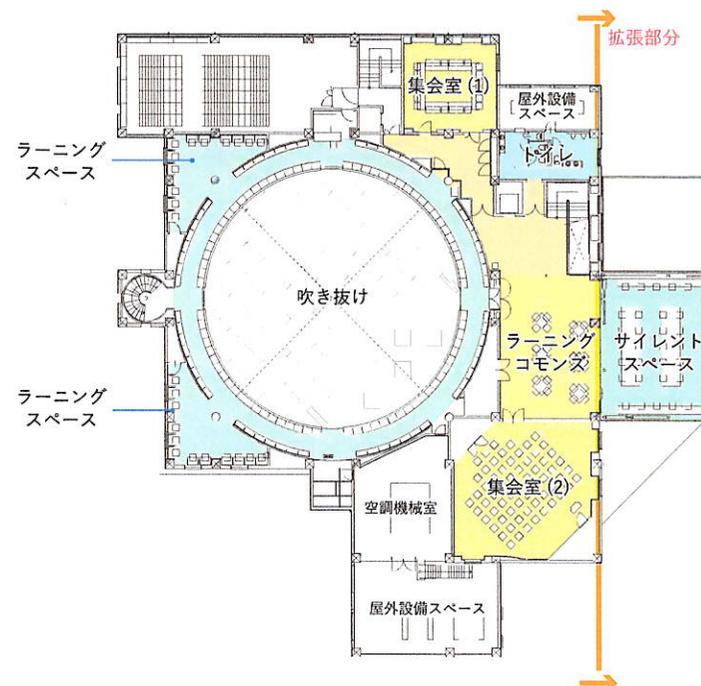
- ①ラーニングcommonsの新設
 - ・自習やグループ学習に使用でき、時には開かれた講座やワークショップなども開催できるようにホワイトボードやプロジェクター等を設置します。
- ②サイレントスペースの新設
 - ・ガラスの壁で仕切ること、読書や学習に集中できる静かな環境をつくります。

リニューアルするスペース

- ①一般開架
 - ・自動貸出機や検索機等を3Fにも設置し、より使いやすい環境を整備します。
- ②ラーニングスペース
 - ・現在の落ち着いた環境を保持し、キャレルデスク(個人席)数を増やします。
- ③集会室(1)
 - ・現ボランティア室と集会室2を統合し、54㎡の集会室として設えます。
- ④集会室(2)
 - ・現在の視聴覚室の音響設備や照明を更新して、明るく使いやすい環境を整えます。



現在の守谷中央図書館



改修後の守谷中央図書館(イメージ)



イベント開催時のラーニング commons のイメージ



静かなサイレントスペースのイメージ



3階から見た一般開架のイメージ

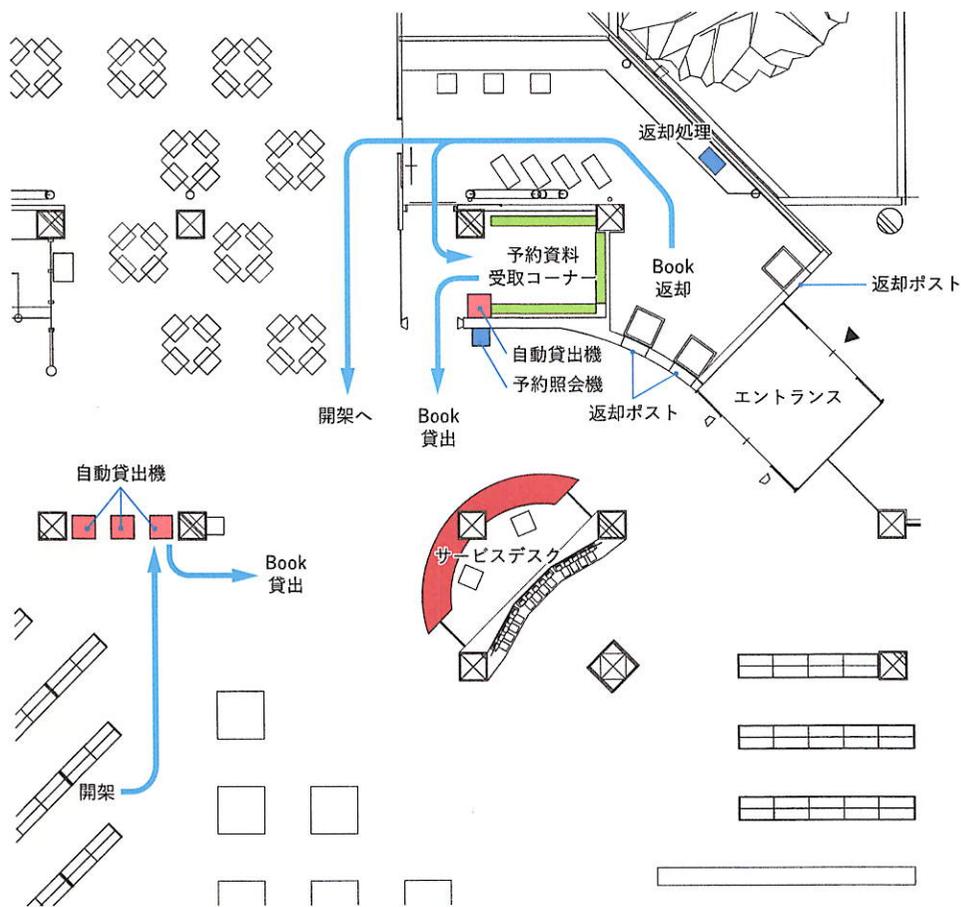
4 新しい図書館サービスの環境整備

IC タグによる資料管理システムの導入

- 1) IC タグによる資料管理システムを導入し、自動貸出機による窓口業務のスマート化や資料管理の効率化を図ります。

予約受取資料コーナーの新設

- 1) 予約受取資料コーナーを新設し、セルフ貸出に対応することで、利用者の利便性向上を図ります。



建築概要

1) 敷地概要

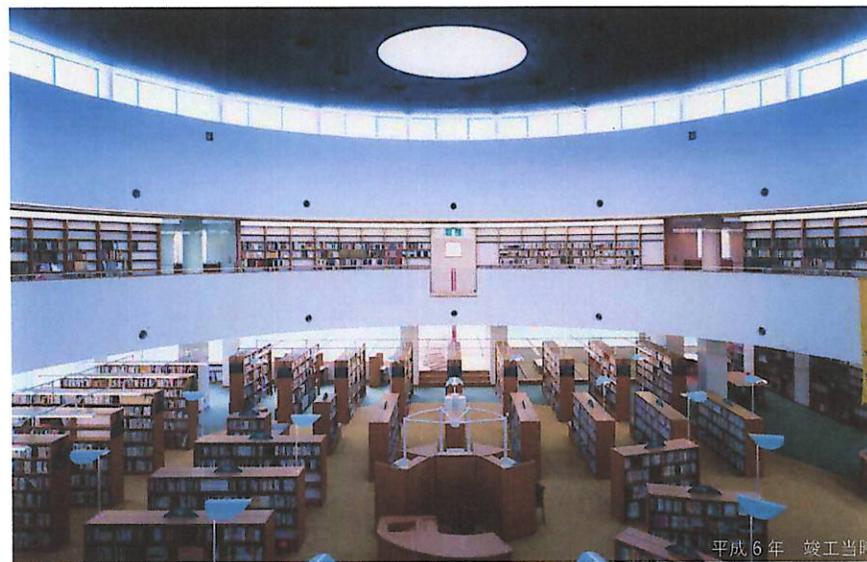
所在地	茨城県守谷市大柏 937-2
都市計画区域	都市計画区域内 (市街化調整区域)
用途地域	指定なし
敷地面積	5,237 m ²

2) 既存建物概要

構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上 3 階
建築面積	1,380.15 m ²
延床面積	3,522.734 m ² (1階 1,254.742 m ² 2階 1,348.523 m ² 3階 919.469 m ²)
竣工	平成 6 年

3) 増築概要

構造	鉄骨造
階数	地上 3 階
建築面積	195 m ²
延床面積	417 m ² (1階 121 m ² 2階 195 m ² 3階 101 m ²)



平成 6 年 竣工当時